

議 事 日 程 （第 3 号）

令和 2 年12月11日（金曜日）午前10時 開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問

出席議員（ 1 4 名）

議長	中 島 達 也	1 番	鷲 見 昌 己
2 番	田 口 琢 弥	3 番	飯 塚 英 夫
4 番	森 哲 士	5 番	田 中 喜 登
6 番	尾 里 集 務	7 番	中 島 ゆき子
8 番	田 中 副 武	9 番	今 井 政 良
10番	伊 藤 嚴 悟	11番	一 木 良 一
12番	吾 郷 孝 枝	13番	中 島 新 吾

欠席議員（なし）

地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

市 長	山 内 登	副 市 長	田 口 広 宣
教 育 長	細 田 芳 充	監 査 委 員	都 竹 基 己
総 務 部 長	河 尻 健 吾	市 長 公 室 長	野 村 穰
教 育 部 長	吉 田 修	建 設 部 長	二 村 忠 男
観 光 商 工 部 長	細 江 博 之	環 境 部 長	中 原 則 之
健 康 福 祉 部 長	今 瀬 成 行	金 山 病 院 長	加 藤 和 男
農 林 部 長	野 村 直 己	生 活 部 長	藤 澤 友 治
消 防 長	田 口 伸 一	金 山 振 興 長	澤 田 勤 之
萩 原 振 興 長	松 井 克 彦	下 事 呂 振 興 長	小 畑 一 郎
馬 瀬 振 興 長	見 廣 洋 始	小 事 坂 振 興 長	倉 田 誠
監 査 委 員 長	加 藤 鈴 彦		

本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議 会 事 務 局 長	加 藤 鈴 彦	書 記	今 井 満
-------------	---------	-----	-------

◎開議の宣告

○議長（中島達也君）

おはようございます。御苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は14人で、定足数に達しております。

なお、中島会計管理者は、本日欠席となっています。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

なお、報道機関、広報「げろ」及び下呂ネットサービスより取材の申込みがございましたので、これを許可いたします。

◎会議録署名議員の指名

○議長（中島達也君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、10番 伊藤厳悟君、11番 一木良一君を指名いたします。

◎一般質問

○議長（中島達也君）

日程第2、一般質問を行います。

持ち時間は、質問・答弁を含めて40分以内とし、簡潔明瞭にお願いいたします。

それでは、通告書の順位のとおり発言を許可いたします。

13番 中島新吾君。

○13番（中島新吾君）

13番 中島新吾です。

4点質問させていただきます。

最初に、新型コロナウイルス感染抑止と経済活動の両立のためということで、昨日の報道では岐阜県で過去最多の45人、全国でも最高の2,973人と報道され、感染が急拡大しています。第3波のこの感染拡大は、本当に深刻です。今この下呂市の中で一番南の金山町、私が住んでいるこの金山町、もう本当に隣の七宗町、美濃加茂、可児、関、陽性患者が出ています。切実な不安です。

そこで、市民の命や暮らし、営業を守るために今私たちが何をしなくてはいけないのか。このことを皆さんと一緒に考えたいと思います。

今市民の皆さんの懸命の感染予防の取組が、市内の感染を防止しています。本当にありがたいことです。市長は、11月27日、市民の皆様へというメッセージを出されました。引き続き、感染

防止対策を徹底していただきますようお願い申し上げます。こういうメッセージですが、市長、今この状況で市民にもっと頑張ってもらっているレベルではないのではありませんか。12月も10日が過ぎました。年を越せるのか、そういう何とも言えない不安の気持ちが大きくなっています。そこで、感染拡大の抑止と経済活動の両立のためには、まず感染拡大を抑止・防止することが大事です。

そこで、まず第1にPCR検査の抜本的な拡充を下呂市として取り組む必要があると思います。医療崩壊、こういう状況が全国で出ています。美濃加茂や可児市では、高齢者福祉施設でクラスター（集団感染）が発生しています。学校での休校も出てきています。まず医療機関、高齢者施設、教育関係など、定期的な社会的検査を行うことです。そして、全国一律のGoToで観光客が戻りつつある中、接客をされている皆さんが本当に懸命の感染予防に取り組んでいただいております。

特に、下呂のこの観光のまち、感染急増地、ホットスポットとなるリスクのあるところです。希望者が気兼ねなくPCR検査を受けられる体制、これを整備していく、この必要があるのではありませんか。一般の市民の希望者も、無料とか本当に安い費用で状況に応じて検査を受けられるようにする、こういうPCR検査を下呂市として拡充する必要があると思います。お答えください。

2つ目に、支えを求める人たちに必要な支援をしっかりと継続することです。今回、地元応援商品券の発行で、中小事業者への支援を広げました。これは、本当に年内に市民の皆さんに券が届いてよかったです。長期化すると、今以上に地域の産業とか文化を含めて影響が深刻化します。市内の業者の皆さん、いつ終息できるのだ、何をどう対策したらいいのか、本当に強い不安を持ってみえます。この人たちに、暮らし、営業が持ちこたえられる必要な支援をしっかりと継続することが求められています。その方向と具体性についてお答えください。

3番目、市民の感染予防の取組を支援することです。感染予防の取組を市民の皆さんが一人一人、そして家族と力を合わせて頑張ってください。業者や組織、それぞれが懸命の努力をされています。その皆さんの頑張りで解決できない問題である地域・地区の衛生環境、公衆衛生、医療体制、これをしっかりと整えていく。これが行政、市の仕事です。もっと積極的な取組を対応してください。

4番目に、万一のときのことを考えて、しっかりした整備をすることです。ありがたいことに、下呂市と飛騨地域における感染者は今のところ少数です。あつては欲しくありませんが、今の全国的状況からして急速に拡大する可能性はあります。その毎日の体制をしっかりと整備されることを強く求めます。お答えください。

2番目です。振興事務所を強化して地域振興を。

毎回のようこの問題を取り上げています。市長は、9月議会の私の質問に対して、しっかりと振興事務所を強化していきたいと答弁されました。その答弁のとおり進めていかれることを強く願うものです。同時に、市長は市民の声をじかに聴いて、こちらから市民のほうに出向いてい

くのが基本だと思っていますとも述べられました。そこで、私は今回はそのための職員の配置数、振興事務所の課長職の設置、これをどうするんだという質問をします。そういう設問を出しましたが、昨日の質問の中でその質問に対しては答弁されました。管理職が1人ではいけないから、振興事務所の管理職として副所長を置くという内容でした。私は課長職の配置に反対し、再度の配置を繰り返し求めてきた立場から、この決定を評価します。

市長は、6月議会での所信の中で地域格差をなくすと5つのみたらしだんごを事例に出して、その中核として振興事務所がある、こう述べられています。地域格差をなくす第一歩は、先ほどの9月議会で市長が言われたように市民のほうに出向いていくのが基本、そのために現場へ出かけることではありませんか。自ら言っておられます。そのためには、課長職だけでなく職員を増やさないと対応できないのではありませんか。こちらから市民のほうに出向いていくというんですから。

それについても、市長は昨日の答弁の中で、各振興事務所の実態把握をして精査すると答弁されています。私の今回のこの質問の一番大項目は、振興事務所を強化して地域振興をです。地域振興をしていく振興事務所ということで、振興事務所の機能強化のために職員配置をどうするのか。このことをまず質問します。

次に、市町村合併によって大きな地域内の経済循環の主体であった役場がなくなりました。行政による市民の暮らしと生産や商売、農業など、こういう生業に対する日常の支援機能が低下してきています。そうした中で、周辺部での人口減少、若者の減少が重い現実です。それが合併後の短期間に、合併特例期間にあるにもかかわらず起きてしまっています。私は、繰り返し市町村合併や職員の削減と組織のスリム化など、行き過ぎた行財政改革の結果、自治体はその役割を果たせなくなってきたことを指摘し、必要な職員を配置するように求めてきました。特に、周辺部の現実に対応するためには、その現実をしっかりと捉えて、その地区で、その地域で求められていることに対応していくことがどうしても必要です。

そこで、市が主体になって地域の振興策をつくる上で、商工会・農協などとの連携を強めていくことが絶対に必要です。その方向と課題をどうしていこうとしているのかお聞きします。

第3の質問です。金山町での小学校校舎の今後について。

来年の春、金山町の4小学校が統合します。そのことから、3つの小学校の校舎の今後について、金山町の中で皆さんの思いや声、これを紹介しながら今後について質問します。

4つの小学校とも、それぞれが約150年前から当時の町村に開校しています。それ以後、明治後半から大正、町村合併があって現在の地にあるわけですが、学校は地域の、地区の精神的な中心となってきました。今地区で話されている皆さんの声を紹介します。小学校は地域交流の場であった。廃校となっても地域の人が集まれる、楽しめる場であってほしい。イベントや企画などをやってほしい。展示場やワークショップなど自由に使えるスペースであってほしい。集まれるところ、公民館として利用してほしい。指定避難所であり、地域にとって唯一の安心できる避難所、地域の安心のために必要な建物なんだ。こういう声が出されています。

金山町は、市への合併前から地域での自主的な活動が盛んに行われてきました。その中心が公民館で、公民館活動は社会福祉協議会や体育協会などと連携して進められ、今私の住んでいる菅田地区の公民館を活用されている組織・グループは10以上あります。こうした地域活動の伝統の中に小学校はきちんと位置づけられ、大切にされてきました。その伝統が地域にあるからこそ、さきに紹介した皆さんの声が出されるんです。そうした地域の元気をつないでいくため、校舎の活用の願いを声にされています。それでも皆さんが心配されるのは、校舎の維持管理についてです。維持管理の費用はどうなるんだろう。避難所として本当に大事な校舎だけど、市がどこまで管理してくれるのか。こういう疑問と不安の声が出されています。

そこで、施設の役割と性格から判断し、現場で市民の話をよく聞き、一緒に今後を考えることを優先することを強く求めて、執行部の考えをお聞きます。

4番目の質問です。住宅リフォーム助成制度は今後も継続して。

今回のコロナ感染症に対応したリフォーム助成制度は、想定を倍する申請額となり、直ちに追加補正予算も計上されました。今度のこの助成で、補助金額の4.5倍の事業規模になっています。中小業者の方から本当に助かった、ありがたかった、こういう声が届いています。改修や修繕、改築、買換え、新しい市場をつくり出し、業者の皆さんの活力を力強く支援できたんです。リフォームされた市民にとっても、収入が下がり大変なときに、やりたくてもできなかった、そういうことを今度補助が出るということで背中を押してもらった、こういう声が出され、本当に喜ばれています。こういう改修とか修繕、住生活、暮らしをよりよくするものへ前進させる大きな手だてになったんです。

こうした経済効果は、地域内経済の循環をよくしています。地域内の再投資力を高める、ここにつながっていきます。経済効果4.5倍、波及効果というものを考えると、本当に大きいのではないのでしょうか。ぜひ対象を広げた使い勝手のよい住宅リフォーム助成制度を継続事業化していくことを強く求めて、執行部の考えをお聞きます。

以上、4点一括で答弁お願いします。

○議長（中島達也君）

それでは、順次答弁をお願いします。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（今瀬成行君）

私のほうから、新型コロナウイルス感染抑止と経済活動の両立のためのPCR検査の抜本的な拡充について、お答えをさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症は、指定感染症であることから県が医療体制の整備を行っております。PCR検査体制等の早期発見のための検査体制についても県が整備を進めてみえます。11月25日現在、岐阜県では、PCR検査は982件、抗原定量検査は80件、抗原定性検査が9,640件と1日で1万702件の検査が実施できる体制となっております。

現在の検査体制については、地域の診療所等でも検査ができる体制を地域医療機関、下呂市医

師会様等の御協力の下、整備がされております。関係医療機関に感謝を申し上げるものでございます。これらの医療機関等の負担を減らすためにも、市としまして、感染者が増加することによりコロナ感染症検査が増加することで通常診療業務に支障を来すことがないように、感染防止対策のさらなる徹底を呼びかけていきたいというふうに思っております。以上です。

○議長（中島達也君）

観光商工部長。

○観光商工部長（細江博之君）

私のほうからは、2つ目の支えを求める人たちに必要な支援をしっかりと継続することということでございます。

今回のこの第3波の影響がどの程度になるか分かりませんが、非常に厳しい状況であることは承知しております。少なくとも、そういった中で国のセーフティーネット補償や危機関連の指定期間が継続しているようであるならば、融資に係る利子補給、それから保証料の補給での支援や、岐阜県が実施する感染症対策事業者補助金、国の実施する生産性革命推進事業補助金の補完、並びにコロナ対策での消耗品などの購入支援も継続していくことを考えておるところでございます。

あわせて、先ほど議員からも言われました、このたびの下呂市地元応援商品券2020事業により市民の購入意欲の増進につながれば、経済活動の拡大支援となることを期待しておるところでございます。以上でございます。

○議長（中島達也君）

健康福祉部長。

○健康福祉部長（今瀬成行君）

3番目の市民の感染予防の取組を支援することについてお答えをさせていただきます。

11月中旬から感染者が岐阜県でも急増し、第3波が到来したとして年末年始に向け第3波拡大阻止のための市長メッセージの発信、ホームページ、広報、チラシ等で市民の皆様には感染防止対策の徹底をお願いしております。

感染防止には、従来どおりマスクの着用、手洗いの徹底、距離の確保、定期的な換気といった基本的な感染防止の徹底が必要となります。厳しい寒さと乾燥する時期となってまいりましたが、いま一度基本に立ち返り、家で、職場での感染防止対策の徹底をお願いしていきたいというふうに存じております。

続きまして、4番目の万一のときの体制を整備することについてお答えをさせていただきます。

議員御質問の万一のときとは、クラスター等の発生が下呂市であり、感染者が増加した場合としてお答えをさせていただきます。

最初にもお答えしましたが、新型コロナウイルス感染症は指定感染症であることから、県が入院等の治療体制の整備を行っております。飛騨圏域では、軽症者から重症者の入院病床73床、医療機関からの退院後に入ることができる宿泊療養施設である高山観光ホテル38部屋を整備しております。飛騨圏域での病床等が満床になった場合については、岐阜県内で整備している医療機関

や宿泊療養施設に入ることができるようになっております。

岐阜県では、11月25日現在、病床624床、宿泊療養施設466床が整備されており、自宅待機ゼロの堅持を目的にしております。市といたしましても、飛騨圏域の宿泊療養施設への保健師の派遣協力や、発熱時等の飛騨南部受診・相談センター業務の休日・祝日対応の協力や、また市内施設でのクラスターが発生した際には、感染防止対策等について岐阜県と調査協力を実施するということになっております。

万が一のことが起きることがないように、岐阜県の医療福祉対策である早期発見、感染封じ込め、早期隔離に協力をしていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（中島達也君）

続いて、振興事務所の強化について。

市長。

○市長（山内 登君）

振興事務所の強化の関係で、職員の配置数、そして振興事務所の課長職の設置ということでございます。

昨日の一般質問のときから、振興事務所には管理職級の副所長をしっかりと配置して、それぞれが補完し合いながらしっかりと振興事務所の強化に努めるということをお話しさせていただきました。

今議員の御指摘の中で、外へ出向いていかに市民の声を拾ってくるかというような御指摘についても、ここについては既に地域力向上支援員、または地域おこし協力隊員、こちらも市の職員として今それぞれ配置をさせていただいております。こちらについては3年間、期限つきということで、その後は多くこの地元のほうに定住していただく方が多くお見えになります。今後も各地区ごとにそういう方々を多く募集をかけて、ぜひとも市役所の職員として3年間、地域へ出向いていろんな活動をしていただきたい。そして、いろんな声を拾って、いろんな活動の中で市民とともに地域の活性化に努めていただきたいというような形で、大いに進めていきたいと思っております。

それで、市の職員の配置を、職員数を増やせというような御指摘については、これは昨日も申し上げました。地域ごとの状況を見ながら、そのまま現状維持のところもあるでしょう。そして、本当に職員を配置しなければ、増員をしなければならないところもあるでしょうから、その辺はしっかりと実態把握と状況を見詰めながら、1年というわけではございません、2年、3年、4年かけてしっかりやっていきたいと思っております。

さらには、振興事務所の建物の強化ということも、また今後考えていきたいと思っております。昨日も夕方から金山の振興事務所で業務を行ってまいりましたが、やはり2階、3階、全く使われていない状況が見受けられます。本当に機能強化というのであれば、各振興事務所も本当に有効に機能するように、また組織の在り方も見詰めながら、金山なんかは本当にちょっともったいないかと、何とかならないのかなというような思いも持っておりますので、これも2年、3年、

4年かけて職員と地元としっかり語り合いながら何とか有効活用できる、これも地域の活性化、そして振興事務所の強化というふうを考えておりますので、しっかりと対応してまいりたいと思っております。以上です。

○議長（中島達也君）

小坂振興事務所長。

○小坂振興事務所長（倉田 誠君）

それでは、2つ目の地域の振興策は商工会・農協などとの連携を強めていくことが大事であるが、その方向と課題はの御質問について、小坂地域の商工会・農協との連携状況についてお答えさせていただきます。

小坂振興事務所庁舎には、平成30年度より小坂町商工会事務所が入り、隣同士で事務を行っている状況です。小坂町商工会には、平成22年度から平成27年度までの5年間、小坂の観光施設4施設の指定管理者となつていただき、平成28年度から3年間は、ひめしゃがの湯の指定管理者として経営を担っていただいたところです。

その間、毎月経営者会議を実施し、いかに小坂地域に、ひいては指定管理施設に集客するか話し合いを行ってきました。現在は、指定管理者としての連携という形態は変わりましたが、現在も小坂への集客、エゴマのまちづくり等について話し合いの場を持ち、協働にて地域振興及び地域強化に取り組んでいる次第です。

今回のコロナ対策では最新情報を共有し、対象となる商工会加盟業者、その他の業者の拾い出しを行い、手分けをして情報の伝達を行いました。また、7月の災害時には、被災事業所の支援策の共有など、同一建物の中に商工会があるメリットを最大限に活用していただいております。

次に、JA飛騨小坂支店との連携についてですが、Aコープ小坂は小坂地域唯一のマーケットで、バスで、訪れたお客様の商品の配達をしてくれる地域になくてはならない大切な店舗です。さらに、地域で取り組むエゴマのまちづくりについても、栽培振興等に協力をいただいているところです。

地域振興には、商工会・農協との連携が重要だと認識しております。今後も商工会・農協との連携を強化し、地域づくりを進めてまいります。以上でございます。

○議長（中島達也君）

続いて、3番目、小学校校舎の今後について。

教育部長。

○教育部長（吉田 修君）

私からは、3番目の金山地域での小学校校舎の今後という御質問についてお答えさせていただきます。

私が言うまでもないんですが、学校施設は児童・生徒の学びやというだけでなく、その地域に住む皆さんにとって大切な交流の場であり、また有事の際には避難所としての役割を果たすなど、地域にとってはなくてはならないものでございます。

学校統合により来年４月に閉校となる３校の学校施設、これは校舎・屋内運動場・グラウンドも含みますが、その活用策については、市役所内部の調整とともに、地域の皆さんから直接御意見をお聞きするため、10月中旬に３校区それぞれ意見交換会を開催いたしました。参加された皆さんからの御意見として、今ほど議員がお話しされたように地域コミュニティの場として活用したい、避難所として残すべき、みんなが気軽に集える施設になどのほか、民間利用も考えるべき、経費負担が心配という声もいただいております。

２月にはこの２回目を開催する予定でございますが、今後については行政主導でなく、住民の皆さんが主体のワークショップという形に切り替え、より具体的な内容での協議を進めていただけるようにしたいと考えております。実際のところ、既に自発的に組織を立ち上げ、話し合いを開始した地区もございまして、そこにも職員が同席してお話を聞かせていただいております。

今回の学校統合が、地域づくりについて住民の皆さんに考えていただくきっかけとなり、さらには学校施設を拠点とした地域活性化につながるよう進めていければと考えております。市としては、地域の皆さんの声にしっかりと耳を傾け、その声を少しでも市政に反映できるよう、これからも努めてまいります。私からは以上でございます。

○議長（中島達也君）

続いて、４番の住宅リフォーム助成制度について。

建設部長。

○建設部長（二村忠男君）

住宅リフォーム助成制度について御答弁のほうをさせていただきます。

今回の下呂市緊急経済対策リフォーム補助事業におきましては、受付完了時で278件の申込みがございました。事業費といたしまして、４億7,675万9,752円ということで終えております。予算を大幅に超える反響がございました。担当部といたしましては、多大な効果があったというふうに考えております。また、作業に従事してくれた職員の迅速な事務処理によりまして、トラブルもなく終えたことが即効性のある事業につながったというふうにも考えております。

それで、この事業でございますが、大変反響があったわけなんです、下呂市単独としてはなかなか難しいというふうに考えておりますので、このような事業、補助金をまた国のほうに要望していきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。以上でございます。

〔13番議員挙手〕

○議長（中島達也君）

13番 中島新吾君。

○13番（中島新吾君）

それでは、最初のコロナのことですが、PCR検査についてのことは県任せという答弁でしたけど、確かに仕組みとしてはそうですよ。けれども、言われたように診療所でもやれるということになっています。ですから、市民の方からするとその費用の問題、一つは。ですから、半分までは国も補助金の中で使ってもいいよということを言っていますよね。こういうのをもっと積極

的に市がセットしていく、こういう仕組みが必要じゃないかということを言っているんです。

神戸市が、高齢者福祉施設の関係者のPCR検査を定期的にやることを決めましたよね。市として、それを推進するということ。それから、国もこのPCR検査については、11月の終わりに高齢者施設等での検査の徹底を要請する厚労省の通達が届いているんじゃないですか。ですから、国も認めているんですよ。PCR検査を先にやるのが、今感染を抑える非常にいい手なんだということを国も認めているわけですね。それから、日本医師会の会長も感染防止策が結果的には一番の経済効果がある。それから、政府の感染対策分科会の尾身会長が、個人の努力だけに頼るステージはもう過ぎた、公式にこうやって言ってみえるわけでしょう。だから、そこの一番のトップがPCR検査ですので、下呂市としてやれることを県としっかり相談して、観光客が安心して来れる下呂温泉と。これを打ち出せる、そしてお年寄りが安気に住める下呂市であるということ。その大前提としてのPCR検査の拡充をお願いします。

それから、2番目の今支えを求めておられる人たちにですけれども、業者の皆さん、当面は何か今の助成金や支援策で乗り切れても、その先について物すごい不安をお持ちです。長期化したら本当に深刻ですよ。そして、その先に廃業だとかそういうことにつながってしまったら、下呂市の経済そのものがもたないんじゃないですか。そこまでやっぱりしっかり見てあげた支援というのを、国の制度、県の制度も最大限生かしながら積極的に打っていくと。その意味では、下呂市がリフォームをやった、商品券をやったというのは積極的な手だったと評価しますが、そういうのをずうっとやってください。

直面しないと気づかない、困っている人にとっては切実でも当事者以外は気づかないという、そういう状況じゃないですか、今。経験のないこういうコロナの問題で。ですから、ぜひ相談窓口は市もつくっていますけど、市民の方が本当に気兼ねなく相談できるように、やっぱり窓口を広げるというか、そういう局面をつくらんといかんと思うんです。

議会提案で、新しい生活様式推進室のような形を設置して、本当に市民にそういう窓口としての役割を果たすようにということを議会も提案していますけれども、そこはしっかり充実させるべきだと思うんです。今業者のことだけ言いましたが、低所得者や独り親世帯、あるいは障がいをお持ちの皆さん、そういう人たちもどこへ相談したらいいか分からない。1人で必死に感染せんようにと頑張ってくださっているわけですから、やっぱりそういう本当に直面しないと分からない、困っている人にとっては切実でもという、ここのことをしっかり受け止めてあげてください。

それから、3番目と4番目、市民に啓蒙してもっと頑張ってくれ、これだけではないレベルですよ、もう。マスクしてくれ、人と会うとき気をつけてくれと言っておる状況ではないと思います。もっと高いレベルになっています。ですから、ぜひ地域の公衆衛生とか、そちらまで踏み込んだ体制づくりというのは絶対に要りますので、お願いします。

それから、3番目の小学校の校舎のことですけれども、今住民の声をしっかり受け止めて対応すると答えていただきました。市長の所信表明の中で、少子高齢化で人口が減少していく中で多

様性を大切にするというふうに言われましたよね。それがやっぱり地域の伝統であり、やり方というんですか、やってきた結果だと思います。そういう意味で、まさに今度の学校廃校になったところをどうするかというのは、その建物をどうするかという側面だけじゃなくて、その地域のこれからをどうするかを、地域の人たちが自分たちで考えようとしているわけですから、まさにその多様性、生き生きしたところが動き出しているわけですから、しっかり受け止めていただいて、経済効率だけではない判断をしてください。

さっき紹介しませんでしたけど、避難所なんかがきちっと整備されていないと、若いもんも残りません。若い人が戻ってきませんよ。そういう安心できる地域にするという意味でも、学校は位置づけてください。

それから、こういう意見もあります。金山町は、美濃加茂、可児に40分で行けます。住みやすいまちにもっとグレードアップできれば、あっちに住むよりこっちに住んだほうがいいんじゃないか。子育て支援の強化とかいろんな問題がありますけれども、それをクリアする、そういう地域だよというふうにすれば、若者がこちらに住んで向こうへ通うということすら可能性のある地域です。そういう位置づけでこの問題に取り組んでください。

それから、住宅リフォームですが、部長、最後にお金の問題を言われました。本当に業者を助けないかんというか、これもそうですけど、この地域が、このコロナのことが沈み込んで長期化したら深刻になるんですよ。そういう中で、今度やってとても展開したわけでしょう。波及効果が広がっているわけですから、確かに金のこと、これは力を合わせましょうよ。国にはっきり言っていきましょうよ、補助金を出せということは。それは私たちも一緒にやりたいと思うんですけれども、市でもそういう位置づけをしっかりと、この制度を継続するよう強く求めて質問を終わります。

○議長（中島達也君）

以上で、13番 中島新吾君の一般質問を終わります。

続いて、12番 吾郷孝枝さん。

○12番（吾郷孝枝君）

12番 吾郷孝枝です。

今回の質問は4件です。答弁は一括でお願いします。

最初に、国民健康保険税の負担軽減について質問します。

今年は、コロナ禍の影響で生計が苦しくなっている世帯が増えています。市民の暮らしが厳しくなっているときだからこそ、国保税の負担が加入者の生活に重荷とならないよう、国保税の引下げを実施すべきです。ただでさえ、国保の税負担率は、サラリーマンが加入する協会けんぽの負担率と比べ、2倍も高い負担率となっており、国保加入者の税負担は重過ぎます。今こそ国保基金の活用で、保険税の引下げを実施すべきではないですか。執行部の考えをお尋ねいたします。

次に、コロナ不況の中、自営業の2人子供がいる世帯では、子供に係る均等割負担だけでも年8万円近くにもなり、生計を圧迫しています。近代の課税方式は、応能負担が原則です。収入の

ない子供にまで課税する均等割は、中世の古い人頭税のようなもので、これは改めるべきです。下呂市では、現在第3子から均等割負担はゼロとしていますが、これをさらに進め、第1子、第2子についても均等割負担をゼロにし、国保世帯の子育てを応援すべきではないでしょうか。これは市長にお尋ねをいたします。

病気になったとき、病院などでの窓口で支払うお金は、かかった医療費の3割を支払わなくてはなりません。国保は、自営業者のほかにも臨時やパートの人や無職の人、僅かな年金のみで暮らす人も加入しており、病院などの窓口で払う医療費の3割負担の支払いが困難な人もあります。国保法の第44条では、医療費の一部負担金が減免される制度があります。

下呂市には既に減免実施要綱がつくっており、失業や災害、事業の休業・廃業などで世帯収入が前年と比べ激減した場合や、市長が特別の事情と認めたときの減免が明記されています。しかし、下呂市では、前年に比べ急激な収入の減少があった場合のみの適用で、恒常的な貧困世帯に対しては適用されていません。国保法第44条に基づき、減免の基準と減免額は市町村が決めることになっています。そこで、例えば生活保護基準の120%以下の世帯は減免するなど、市長が特別な事情と認めたときの内容を具体化し、誰もが安心して医療が受けられるように、恒常的な貧困世帯に対しても窓口負担の減免を実施し、国保法44条の趣旨を踏まえた対応をすべきではないでしょうか。御答弁ください。

2番目の質問は、補聴器購入への補助についてです。

この質問は、これまで何度も取り上げてきましたが、答弁はいつも、国において検討を進めているところなので、その結論を待ってから市の対応を考えたいというものでした。下呂市は、高齢化率が全国平均より10年以上も早く40%近くになり、加齢による難聴者も増えています。国の結論が出るまで待っていたのでは遅過ぎます。

飛騨市は、既に今年4月から補聴器購入補助を中等度難聴者から実施しています。補聴器は片耳だけでも20万円前後と非常に高額なため、購入をためらう方がかなりおられます。また、購入しても慣れるまでには調整が必要で、すぐに使いこなせるわけではありません。年とともに聴力も落ちてきますが、中程度の難聴があれば早めの使用が勧められています。

難聴が軽度から中度へと進んでくると、人との話がよく聞き取れずに、サロンなどの高齢者の集まりの場への参加をやめてしまい、家に籠もりきりになると認知症になるリスクが高まると言われています。高齢者が生き生きと地域で暮らせるよう社会参加を応援するためにも、補聴器購入の補助制度を真剣に検討すべきではありませんか。執行部は、高齢者の難聴問題をどのように捉えているのかお尋ねをいたします。

3番目の質問、認知症の人も安心して暮らせる地域について質問します。

2000年にスタートした介護保険制度は、家族の介護負担を軽減し、高齢者介護を社会全体で支えることを目的としてつくられたはずですが、現状は、家族の介護のために仕事を辞めざるを得ない介護離職が年間10万人にもなり、この10年だけでも105万人を超える状況です。

この介護離職の一番の要因に、親の認知症が上げられています。在宅介護では、介護保険だけ

では認知症に対応した十分なサービスが受けられないため、介護離職することになってしまっているんです。特に一人っ子介護は深刻で、経済的にも精神的にも追い込まれてしまうケースがあります。不幸な事故や事件が起こらないよう、認知症になっても安心して住み慣れた地域で暮らせるようなシステムづくりと支援体制、誰もがそのサービスを利用できるようにしていくことが、今待ったなしの課題になっているのではないのでしょうか。

そこで、3点について質問します。

第1点は、家族訪問相談。

訪問相談では、認知症介護の困り事で相談したくても、包括支援センターに相談に出向くのが困難な人もあり、こちらから家庭訪問して相談に乗ることが大事です。認知症の相談は、家族がどうしたらいいのかわからなくなって相談されるわけですから、内容に応じた適切なアドバイスをする必要がありますし、場合によっては具体的な対策を取る必要もあります。認知症の専門知識を持ったケアマネなどの専門家が訪問し、相談に乗るような体制づくりが必要ではないかと思います。現状と対策についてお尋ねします。

第2点は、認知症が進むと昼夜を問わず徘徊があり、行方不明や事故などの心配があります。身につけるヘルプマーク名札の支給やGPSなどを使って所在確認ができるような支援策の具体化ができないかお聞きします。

3点目は、今県内でも認知症の方やその家族が損害賠償責任を負った場合の保険制度を導入する自治体が増えつつあります。市が加入することで、家族はどんなに安心か知れません。早急に保険加入すべきではないのでしょうか。この点についてお答えください。

4番目の質問は、移動販売への支援拡充についてです。

下呂市では、高齢者のみの世帯が増加傾向で、そのうち独り暮らしの世帯が半数以上を占めています。運転免許をやむなく返納する人もあり、買物が困難な方も少なからず見えます。そんな中、移動販売は地域で暮らし続けるための支えになっています。しかし、販売量が少ないことや遠方まで出向いての販売はコストがかかり過ぎることなど、課題もあるようです。

ある移動販売業者の方は、地域ごとに曜日を決めて地域を回り、月平均で24日間は移動販売に出てみえます。1日のガソリン代が約1,000円ぐらいかかって、1か月だと2万5,000円ほどかかるそうです。この方がおっしゃるには、もうけの少ないボランティアのようなものだが、待っている人がいろいろ頼まれることを手助けしている。喜んでもらえるので、自分の体が続くうちは続けたい。しかし、後を誰が引き受けてくれるのか心配はあるとおっしゃっていました。

現在、市の移動販売事業の年間予算は160万円で、5つの事業者に委託されています。1事業者当たり年間平均32万円、1か月当たり2万6,000円ですが、これでは1か月のガソリン代に消えてしまいます。この事業も3年間のモデル事業で、今年度が最終年度となりますが、来年度からもぜひ続けてもらいたい事業です。その際に、移動販売が継続できるよう財政支援の拡充が必要ではないのでしょうか。

また、地域の協力も得ながら、集会所などでの出店・出前店などを開くなど、多彩な取組を支

援してはどうでしょうか。執行部の考えをお聞きます。

以上、一括で御答弁ください。

○議長（中島達也君）

順次答弁をお願いします。

総務部長。

○総務部長（河尻健吾君）

私のほうからは、1問目の国民健康保険税の負担軽減についてということで、3つ御質問があるかと思います。保険税の引下げ、第1子・第2子についての均等割負担のゼロ、貧困世帯の窓口の減免ということであろうと思います。

まず、1つ目の保険税の引下げの件でございますけれども、新型コロナウイルス感染症の拡大により、地域経済と市民生活に大きな影響を受けていることは承知をしております。こうした中、来年度の予算編成を行っているところでございますけれども、来年度の保険税は何とか税率の引下げができないかということを検討しております。県へ納める納付金の負担などに対し、国民健康保険基金を投入して、できる限り保険者の負担を抑えたいというふうに考えております。

また、今年度の国保税につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響による徴収猶予、減免制度がありますので、制度をしっかりと周知をしながら御利用いただけるように図ってまいりたいと考えております。

次の子育て支援としての均等割の軽減につきましては、多子世帯の負担を軽減するため、18歳未満の子供が3人以上いる世帯の第3子以降については、平成29年度から実施をしておるところでございます。しかしながら、第1子・第2子への拡大につきましては、相応の財源が必要となるため、下呂市国保単独での実施は現在のところ難しいものと考えておりますし、一般会計からの繰入れを求めていくということも考えてはおりません。現在、全国市長会からも国に対して子供の均等割軽減制度の創設と財源の確保を求めていますので、国の動向を見守っていききたいと考えております。

次に、貧困世帯の窓口負担の減免でございますけれども、医療機関窓口での一部負担につきましては、収入の減少などによる生活が著しく困難となった場合の減免の規定が当市でもございます。ただし、減免に該当するかしないのか等は、生活保護等の基準を参考としながら算定することとなり、なかなか御自身で判断をするということは難しいものと考えております。広報「げろ」やホームページを通じて、国保係に相談をいただくようなお知らせをしているところでございます。今後につきましては、医療機関の窓口に対してもこういったリーフレット等を作成して、お配りをして周知をしていきたいというふうに考えております。

なお、下呂市独自の基準ということでございます。市長特任での減免ということにつきましては、今のところどういう形でいくかというのについては、今の要綱の中での取扱いということで進めていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（中島達也君）

市長。

○市長（山内 登君）

今の御質問の中で、市長の意見もということをおっしゃられたと思っております。

先ほどから総務部長が申し上げているとおりで、なかなか現実難しい問題も多々あります。特に、第1子・第2子についても均等割負担をゼロということも、我々としては将来的にはぜひとも進めていきたいが、なかなかやっぱり財源がないということで、本当にこれは全国市長会のほうから国のほうに毎年要望しておりますし、今後も私どもも一生懸命要望をして、何とか財源を確保する、そういうところが必要でございますので、今後とも引き続き努力をしてまいりたいと思っております。以上です。

○議長（中島達也君）

健康福祉部長。

○健康福祉部長（今瀬成行君）

私のほうからは、2点目以降の御質問についてお答えをさせていただきたいと思います。

まず最初に、加齢による難聴者が増えている。補聴器は片耳だけでも20万円前後と高額である。購入補助で高齢者の社会参加を応援するようにしてはどうかということについて、お答えをさせていただきます。

現時点で、加齢による難聴者に対し、補聴器の購入補助を実施する考えはございません。加齢性難聴は日常生活を不便にし、コミュニケーションを困難にするなど生活の質を落とす大きな原因と言われております。議員御提案のとおり、加齢性難聴に対する公的支援が充実できれば、高齢者の社会参加を促す一助になるというふうには認識はしております。しかし、加齢に伴う能力の低下は聴力だけではございません。視力や口腔機能でも生じております。

例えば目は、加齢に伴う水晶体の変化により近くを見る視力を喪失する、薄暗い場所で物を見るのが困難になるなど、身体能力の低下が生じる可能性があります。ほかにも白内障、緑内障などが発症するリスクが高まるとも言われております。また、口腔機能についても、加齢に伴う永久歯の喪失などが起こり得ます。こうした加齢に伴う身体能力の低下への対応は、眼鏡や入れ歯などによる軽減補正、手術などが必要で、全額または一定額を今は個人が負担していただいております。

ほかにも、加齢とともに低下する自動車運転能力を補うため、自動ブレーキ装置などが搭載された自動車の普及も促進されております。サポカー補助金など一定額の補助はありますが、後づけなら4万円、登録車でも最大で10万円の補助に限られております。視力、口腔機能、自動車など、補聴器と同様に高齢者の社会参加への一助になるものというふうに考えております。

当市の考えとしましては、加齢性難聴を含め加齢に伴う能力低下への支援、公的助成の在り方は、国レベルで論議をされるべきものというふうに考えておりますので、よろしくお願いします。

続きまして、認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らせるようなシステムの整備が必要である。家族訪問相談、徘徊対策など具体策について伺う。また、県内で認知症事故対応保険

を導入する自治体が増えている。下呂市でも早急に実施すべきではということについてお答えをさせていただきます。

下呂市地域包括センターは、高齢者の介護や権利擁護など生活課題全般に関する相談に応じ、関係する機関と連携を図りながら必要な支援を行っております。当市における高齢化の進展に伴い、包括支援センターへの相談件数は年々増加傾向にあります。特に平成30年度からは、市内居宅支援事業者の協力を得て、要支援者のケアプラン作成の外部委託に取り組んだことで、総合相談事業等の強化を図ることができたというふうに考えております。

高齢者の独り暮らしや高齢者のみ世帯の増加により、総合相談事業の需要はさらに高まることが予想されております。包括支援センターの総合相談事業はとても大切な事業ですが、包括支援センターだけでは受皿とはなり得ないというふうに考えております。身内の方はもちろんのこと、地域の一人一人が地域の暮らしや生活を支えることが必要ですので、議員をはじめ市民の皆様の御理解と御協力もお願いしていきたいというふうに考えております。

次に、認知症事故対応保険の導入についてお答えをさせていただきます。

認知症事故対応保険とは、地方自治体が認知症本人や家族に代わって個人賠償責任保険の契約を行い、事故があった場合の賠償金を補償する制度というふうに理解をしております。認知症患者が2025年には700万人にまで増加すると言われており、認知症高齢者に優しい地域づくりは社会課題の一つであるというふうにも認識をしております。

認知症事故対応保険の導入は、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりの一環として全国の自治体で広がりつつある制度で、当市でも令和3年度の導入を目指して現在作業に入っておりまして、御理解をよろしくお願いいたします。

4番目の移動販売車への支援拡充を、移動販売は地域で暮らす支えになっている。移動販売が継続できるような財政支援の拡充が必要ではないか。各地域の集会所などで出店など多彩な支援を実施してはどうかについて、お答えをさせていただきます。

市では、平成30年度から令和2年度までのモデル事業として、市内の買物困難地域の解消と高齢者の見守りのため、市内の移動販売5事業者の皆様の支援を行ってきました。年間予算は、先ほど議員が申されたとおり160万円、1事業者当たり32万という支援でございました。

市内で移動販売を利用される方々は、1日当たり約140件、利用の中心は高齢者となっております。事業を所管する健康福祉部高齢福祉課では、市内の移動販売の利用状況、3年間のモデル事業の成果を踏まえ、令和3年度以降は特別会計・保険事業勘定にて、総合事業の枠組みの中で対応していきたいというふうに考えております。

具体的には、買物支援と見守りサービスをケアプランに位置づけ、移動販売を活用した週1回の買物支援と見守りをセットにして、介護給付費を対応する予定でございます。サービスの利用世帯1件につき3,000円／月の介護給付を移動販売事業者にお支払いする予定としております。モデル事業に参加していただいた移動販売事業者の皆さんとは、令和2年9月3日及び11月2日に次年度以降の事業実施について御相談をさせていただき、了解を得ている状況でございます。

なお、議員からの提案は、移動販売事業者への支援が必要との観点からの御提案と感謝しますが、先ほどお伝えしたとおり移動販売事業者の皆様方とも御相談をさせていただいた上で、次年度以降の事業内容を構築させていただきたいと考えております。移動販売の皆様方とは定期的な意見交換の場を持ちたいと考えていますので、そうした場で議員の提案についても移動販売事業者の皆様方のお声を聞かせていただき、必要性が高ければ今後の検討課題というふうにさせていただきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。以上でございます。

〔12番議員挙手〕

○議長（中島達也君）

12番 吾郷孝枝さん。

○12番（吾郷孝枝君）

ただいま御答弁をいただきました順番に再質問させていただきたいと思っておりますけれども、まず国保税の減免について、国保税をぜひ引き下げていくということで、来年度そのように検討されているということで、これはぜひ大幅な国保税の引下げ、実施していただきたいというふうに思います。

今下呂市には、基金が今年9月で5億5,000万円もある。5億5,000万円にも基金がたまってしまったと、こういう現状です。こういう中で、そして県国保のほうも、県国保に移ってから6年間で県の国保税水準に合わせるということで、年間6,000円ずつ値上げをしていかなくちゃいけないというシミュレーションが組まれていたんですが、これは今年そんなことは無理だということで厚労省からの通知もあって、この目標が6年後じゃなくて将来的というふうに変えられました。それで、下呂市も県の統一までに3万円以上の値上げをしなくちゃいけないというようなプレッシャーがなくなったんですね。そういうところから、やっぱり今この基金の活用というのが非常に大きな問題になってくるというふうに思います。

2つ目にお尋ねしました均等割のところ、御答弁で子育て支援は大事けれども、財源がない。こういうお話もされました。そして、この均等割、あと1子、2子について、なしにするということは考えていないという御答弁がありました。しかし、やはり今、特に下呂市のような地域は、少子化が本当に深刻なんです。特に収入があまり多くない個人事業主の方、子供さんがあれば、先ほども言いましたけれども、1人生まれるだけで4万円も年間負担増になるんですね。こういう状況です。

それで、基金を活用して、そしてぜひこの負担軽減ができるんじゃないですか。前、私がこの質問をしたときに総務部長が答弁されたのが、今第3子以降を無料にしている。64名ほどが対象なんですけれども、お金は155万だとおっしゃったんです。私はそのときの国保の世帯の子供さんの数に今の金額を掛けて計算しました。大体1,700万あればできるんです。国保の基金が今5億5,000万ある。1,700万で子供さん全部の均等割負担をなくすことができるんですね。率にしたなら、この基金の中の約3%なんです。できないなんていう理由は、私はちょっと納得できないんですが、ここのところ、もう一度再考していただけないでしょうか。ぜひ御答弁をお願いします。

○議長（中島達也君）

総務部長。

○総務部長（河尻健吾君）

まず、基金を投入してということでございます。

令和元年、2年と保険税を上げてまいりました。当初、令和元年度には6,000円ずつの引上げをしていきたいということでお話をしておりましたけれども、去年そこは撤回といいますか、1年、1年の医療費がどの程度かかるか県の試算を見ながら、しっかり1年、1年、国保税を算定していくということで、毎年6,000円ずつ上げるということはしてまいりません。その結果、令和2年度についても3,000円の引上げでということで考えてまいりました。

基金につきましては、当然今本年度9月の定例会のほうで2億7,000万ほどの積立をして、5億4,000万ほどになっております。今までにつきましては、基金と予備費両方をもって運営をしてまいりました。基金と予備費を足しますと、しっかり投入もした年度もでございます。ということで、若干減ってはきております。基金と予備費を含めた今の基金残高と見ると、毎年若干ではございますが減ってはきております。ということを踏まえた中ですけれども、令和3年については、こうしたコロナ禍の中で、しっかり国保税の被保険者の皆様方に負担をかけないようにするために、こういったときこそこの基金を活用して保険税を上げないということで取り組んでいきたいと思っております。

この基金を幾ら使うかについては、試算をしてみないと分かりませんのでこの場では申し上げられませんけれども、何とか引下げができるような基金の活用の仕方。その基金についても、後年度しっかり活用がしていけるような、こういった事態が次いつ起こるか分かりません。こういったことをしっかり先もにらみながら、基金の残高がどれだけが必要かということについてしっかり考えながら、基金の活用をしていきたいと思っています。

そういったことを踏まえて、1子・2子の子供さんの均等割の軽減、こういったものについても当然基金を活用すればという御意見でございますけれども、これについては、やはり先ほど議員のおっしゃられたとおり年間1,800万ほどの資金が必要かというふうに考えております。こういったことを考えますと、こういったことについては、やはり市単独ではなくて国の施策としてしっかり取り組んでいただくということが筋ではないかというふうに思っております。そういった意味も含めて、毎年全国市長会のほうから国への要望もしておるところでございます。そういったことを踏まえながら取り組むべきだというふうに思いますし、第1子・第2子の均等割の軽減というのは子育て世帯への支援ということで、国保だけで捉えて考えていいのかという観点もあろうかと思います。市の施策で子育て支援ということでの取組、これはまた別の話でございます。国保会計としては、今の財政状況を維持していくために、このまま取りあえず進めていきたいということで考えておりますし、基金の活用についても、今後こういったことがあることを想定しながらの取崩しを考えていきたいというふうに考えております。以上でございます。

〔12番議員挙手〕

○議長（中島達也君）

12番 吾郷孝枝さん。

○12番（吾郷孝枝君）

ちょっともう少し議論したいんですが、時間の関係もありますのであれですけど、この均等割の子供さんの軽減、この部分も国の方向性、国の結論を待ってみたいな、やっぱり国の方針待ちなんですよ。そうじゃなくて、下呂市が今本当に直面している少子化対策、国保の世帯は本当に大変です。地域支援隊で来て、こちらで結婚して、子供さんが生まれて育てていくような場合なんかでも、本当に大変です。赤ちゃんが生まれれば、年間税金だけでも、子供さんの分で均等割の分だけでも4万円は加算されるわけですね。

こういうことから、そして、ほかの自治体でも基金を活用してこれをやっているところがあります。また、基金だけじゃなくて、ふるさと応援基金を活用して実施しているところもあるんです。そういう形でも、今検討するとおっしゃいましたので、ぜひこの辺も真剣に、下呂市でできることなんですから、ぜひやっていていただきたいというふうに思います。

それから、窓口負担の部分で、やはり総務部長の答弁が要綱に沿って、今までその要綱に具体的に書いてあることしか適用していないんですよ。50%以上激減した場合だけ、前年と比べて。ずっと経済的に大変な世帯は、これは適用されないんですよ。ここの部分でこそ、要綱にも書いてありますけれども、市長の判断でできる。これは国も厚労省もきちんとそういう指示をしています。具体的に言えば、またちょっといろいろ時間もかかりますのであれですけども、市長の判断でできるところに、生活保護の120%ぐらいの世帯までは窓口での支払いを減免するというようなことを、ぜひ下呂市でやっていただきたい。こういうことを検討していただきたいということをお願いしておきます。

それから、補聴器についてですけども、いろんな認知症に補聴器をやっぱ早期に使ったほうがいいと私は提案していますけれども、認知症になっていく、加齢に伴って。ほかにも、難聴だけじゃないということをおっしゃいました。それはもちろん分かっています。でも、本当に特養へ入所してみえる方なんかを調査すると、8割が認知症なんです。認知症がやっぱり大きく関わっている。そして、特に今地域で暮らす方が、難聴で社会参加できない、いろいろサロンに出ていけない。こういうことが、人との会話がな。特に今年コロナで、これがはっきりしてきたんですよ。もっとやっぱり高齢者がいろんな集まりに出ていくことが、すごい大事だと。

そういうことから、今この補聴器にどれだけでもやっぱり補助していく。そして、耳鼻科の先生も、専門家の方もおっしゃっていました。今は、補聴器購入は個人任せ、業者任せになっているけれども、行政がここにきちんと関わっていく、行政がきちっとチェックを入れていく、そういうことが非常に大事だということをおっしゃっていたんですね。私は、ここのところをしっかりとやっぱり踏まえて、飛騨市も今年から、この4月からもう始めました。補助金額は4万円なんですよ。だからすごく少ないんですけども、これはしっかり飛騨市が指導監督しますので、買うほうもすごく楽なんです。安心して買える。今までは、高い補聴器を買ってもなかなか調整

できないとか、いろんなことで使ってみえない方が結構あったんです。市内のお店の方に聞きましたら、今はすごく何かよくなって、市内のお店で調整もできる。そして、販売や契約もできる。市内の近くのお店で、そういうところでずうっとしっかり使えるようになるまで面倒が見れる。そういう体制ができていそうなんです。それで、現在では、高い補聴器を買って使っていない人は全然見えないそうです。ほとんどの方が使ってみると、こういうことをお聞きしました。

それで、やっぱりぜひ市が関わって、そして市内の眼鏡屋さんとか、補聴器を扱うところのお店もきちっと営業が成り立って、地域で暮らす方が近くのお店へ相談に行けるような、そういう体制というのは非常に大事だと思いますので、ぜひこれは補助をどんだけでもできるような検討をしていただきたいというふうに思います。

それから、認知症の問題で、今特にケアマネさんとか保健師さんとか看護師さん、認知症のやっぱり知識がきちっとあって、相談相手に乗らなくちゃいけない。こういう体制を、やっぱり取っていかなくちゃいけない。最初は、やっぱりどうしても困ったときは包括支援センターに皆さん相談されるんですけども、これは非常に大事なんですけども、今部長もおっしゃったように、すごく介護認定を受けたいという方が、このコロナの影響なのか特にまた増えてきているんですよ。

それで、包括支援センターのケアマネさんは、今本当に1人40人近く受け持ってみえる。先ほど言われました民間のほうへ委託した、その民間のほうでもそういうことなんですね。下呂市の2か所あるんですけども、そこでもケアマネさんは本当に大変。そこでできないものでお願いしたというようなケースもあると思いますが、そういうことで、ここは本当にちょっと抜本的に強化しないと、皆さん助かりません。

今下呂市で私が問題になっていると思うのは、包括支援センターが2か所しかないんですよ、下呂市。包括支援センターは、もともと各中学校に1か所つくるというふうに、国はそういうつもりで計画を立てたんですけども、下呂市はそういう専門家の人員を確保できないとか、いろんな人員問題で、萩原と金山の2か所しかないんです。一番人口の多いこの下呂地域に、ぜひこの包括支援センターを設けて、下呂地域の人が萩原までまず相談に行かんらんようなことのないように、こういうことをぜひ今真剣に下呂市が考える必要があると思います。

この点で、部長、どうですか。ちょっと時間がないので、ぜひ今足りているのか、そしてどうなのか、こういうことを。お考えを聞かせてください。

○議長（中島達也君）

健康福祉部長。

○健康福祉部長（今瀬成行君）

今ほどの御質問の包括支援センターの職員につきましては、現状で今足りておるかというのは、いっぱいいっぱい足りておるといような状況です。ただし、なかなか専門職ですので、採用とかその辺が非常に難しい。

今後、先ほど議員がおっしゃいましたように、コロナの影響で新規の申請や変更の申請も若干

増えてきておるといふうには認識はしておりますが、今後ともその辺の対応も含めまして、包括支援センターの体制の強化というのは課題だといふうには認識はしておりますが、すぐに人を増やして、すぐに新しく下呂に支援センターをつくってというわけにはなかなかいきませんので、今後も努力をしていきますので御理解をよろしくお願いいたします。

〔12番議員挙手〕

○議長（中島達也君）

12番 吾郷孝枝さん。

○12番（吾郷孝枝君）

最後になりましたけれども、移動販売の件で、特に見守り事業に1件につき1か月3,000円という、これは今までにもなかったことで非常によい対応をされるというふうに思います。ぜひ地域で安心して暮らせるように、できることを全力を挙げて実施していただきたいというふうに思います。

これで私の質問を終わります。

○議長（中島達也君）

以上で、12番 吾郷孝枝さんの一般質問を終わります。

休憩いたします。再開は11時30分といたします。

午前11時21分 休憩

午前11時30分 再開

○議長（中島達也君）

休憩前に引き続き、一般質問を行います。

1番 鷺見昌己君。

○1番（鷺見昌己君）

1番 鷺見昌己です。

議長より発言のお許しをいただきましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

早いもので、今年も僅かとなりました。今年は、新型コロナウイルス、豪雨災害、合掌村使途不明金問題など重要な問題、課題が発生しました。

新型コロナウイルスは、いまだに各地で感染が続出し、昨日岐阜県では過去最大の45名の感染が発表されました。そんな状況の中、下呂市では、市民の良識ある対応により感染者への誹謗中傷もほとんどなく、皆様の優しい心に感謝いたします。観光立市下呂市として、観光客を受け入れながら市民への感染を防ぐことが重要な課題です。市民の皆様、我慢のときが続きますが、感染予防を徹底した新しい日常生活をよろしくお願いいたします。早期に終息することを願ってやみません。

今回は、6月議会でも取り上げましたコロナ禍により生活の変化が加速している中、真の豊かさが問われてきました。そこで、SDGsで目指す地域・自然とともに持続可能で豊かな生活の

場を生み出す取組について、将来20年後を見据えた上で、現状の課題について2項目、6点質問させていただきます。

まず1項目めは、持続可能なまちを実現するための移住・定住事業の推進について伺います。

内閣官房まち・ひと・しごと創生本部調査によりますと、東京圏在住者20歳から59歳の49.8%が地方暮らしに関心を持っていると発表されました。中でも、地方圏出身者に限ると、この下呂地域から東京に出ていった人等を含む人の場合、61.7%と関心が高いこと。全体的に若者の方が関心を持っていることなどが発表されました。その中で、地方暮らしを意識したきっかけの問いには、東京圏出身の意向があると答えた層では、「旅行」「将来のライフプランを考えたこと」が、地方圏出身者では「将来のライフプランを考えたこと」と「帰省」がきっかけの上位でございました。

また、地方暮らしのために発信してほしい情報の問いには、「仕事・就職に関する情報」「住居に関する情報」がともに60%前後と高く結果が出ております。また、大阪にある清流の国ぎふ移住・交流センター、岐阜県専任移住相談員にも聞き取り調査を行ったところ、昨年と比べ相談件数が増えているということを確認いたしました。

このような地方移住の関心が高まっている中、移住・定住事業の推進について3点伺います。

まず1点目が、持続可能なまちを実現するために何が必要と考えられているか。また、市内各地区を維持するためにどの程度の人口が必要と考えているか伺います。

2点目は、移住・定住を推進するに当たり、関連する有用な情報が記載された総合パンフレット等を作成し、広く発信することが必要だと考えますが、そのお考えをお伺います。

3点目、移住・定住促進のため、募集事業、支援事業（就業・生活・住居等）のネットワーク化を行い、総合窓口を設置することで移住・定住サポート体制を強化してはどうかと考えますが、そのお考えをお伺います。

次に、2項目めでございます。

2項目めは、持続可能な森林形成について伺います。

森林の持つ多面的機能は、二酸化炭素を吸収し、水源を豊かにし、土砂災害を抑え、人の心を癒やしてくれるなど、人が生きる環境を守るために様々な役割を果たしてくれています。昨日もこの会議で取り上げられましたが、菅総理が就任早々温室効果ガス排出量を2050年までに実質ゼロにすると目標を宣言されました。その目標を達成するためにも、森林の呼吸機能は二酸化炭素の吸収源として大きな役割が期待されます。

戦後の拡大造林により植林された人工林は、森林サイクル、切る・使う・植える・育てるをしっかりと行うことで、森林が本来持つ機能を発揮し、地球温暖化への抑制につながります。また、持続可能な森林経営を行うためには、造林不適地まで植栽された人工林は、針葉樹の人工林から広葉樹林への樹種転換を図り、本来あるべき森林の状態へ戻すことや、森林の大切さを啓発する

活動に寄与できるような観光景観林を整備することで効率的な生産林を整備し、未来にわたり持続可能な森林をつくり出す必要があります。

100年サイクルの林業では、先人たちの思いを受け、後世に受け継ぐことが必要となります。現状を見据え、持続可能な森林形成に向けた取組について3点お伺いいたします。

1点目が、岐阜県が示す第3期岐阜県森林づくり基本計画に基づき策定されている下呂市森林配置計画の推進状況と、目指しているお姿をお示してください。

2点目が、森林の機能や木材の重要性を普及させるための森林環境教育が必要と考えますが、その現状を伺いいたします。

3点目は、林業事業体の人材育成等の支援の現状と今後の方針をお伺いいたします。

以上、2項目、6点、項目ごと個別での御答弁よろしく申し上げます。

○議長（中島達也君）

それでは、1番目の質問に対する答弁をお願いします。

市長公室長。

○市長公室長（野村 穰君）

まず、1つ目の持続可能なまちを実現するための移住・定住事業の推進についてということについて、順に御回答させていただきます。

まず1つ目、持続可能なまちを実現するために何が必要と考えられているか。また、市内各地区を維持するためにどの程度人口が必要と考えているかについて回答させていただきます。

持続可能なまちとは、様々な地域課題を自ら解決できる、そういったまちであると私どもは考えております。しかし、近年は高齢化ですとか人口減少により集落活動が困難になりつつある集落、いわゆる限界集落、持続可能なまちとは正反対の集落が国内の各地で問題となっております。

下呂市においては、合併直後の国勢調査で3万8,494人という人口でしたが、本年12月1日現在の市民課集計の人口で3万1,411人まで減少しております。限界集落という問題はよそごとではないというふうに考えております。

御質問の市内各地区を維持するために必要な人口につきましては、地区ごとの人口ですけど、そういったことにつきましては、申し訳ないんですが具体的な数字・資料がなくお答えはできませんんですが、参考までに、まち・ひと・しごと創生法に基づきまして令和2年1月で策定しました下呂市まち・ひと・しごと創生総合戦略の人口ビジョンに目標人口を示しておりますので、紹介させていただきます。国立社会保障人口問題研究所によれば、下呂市の人口は2040年、令和22年でございますが、2万834人、2060年、令和42年でございますが、1万2,281人というふうに推計をされていますが、それを様々な対策を取ることにによりまして、2040年、令和22年に2万3,000人、2060年、令和42年に1万8,000人にしていこうという目標を掲げております。この目標達成のため、下呂市第二次総合計画及び下呂市まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づきまして、今対策を進めておるところでございます。

続いて、2つ目、移住・定住事業を推進するに当たり、関連する有用な情報が掲載された総合

パンフレットを作成し、広く発信することが必要だと考えるが、その考えはということについて回答させていただきます。

下呂市が現在行っております移住に関する支援制度としましては、移住促進住宅購入等助成事業、U・I・J ターン促進家賃補助事業など住まいに関する助成、また農業次世代人材投資事業や就農支援資金の貸付けなど就農に関する支援、空き店舗等活用事業補助金として下呂市で事業を行おうとする方への助成がございます。さらに、林業就業者に対する支援についても岐阜県と共に実施することを今後考えております。

このほかにも、東京圏から下呂市に移住し、岐阜県が選定した中小企業の求人に就業した方には、下呂市移住支援金を単身者に対して60万円、世帯なら100万円支給する制度も設けております。あと、助成制度ではございませんけれども、空き家等紹介制度ですとか移住用お試し住宅を御用意するなど、移住者の方の住まいサポートも充実させていっております。

あと、平成27年度からですが、市役所内、現在の市民活動推進課のほうですけど、移住サポートセンター窓口を設けまして、住まい、仕事、各種支援制度などについて移住希望者の方の相談に応じる体制を取っております。また、下呂市ホームページ内に移住・定住促進サイトも開設し、これらの各種情報の発信を行っているところでございます。

また、下呂市だけでなく、飛騨の3市1村、高山市、飛騨市、白川村とともに飛騨地域連携協議会というのを組織しておりますが、そちらでも移住・定住促進に向けた求人情報サイト、飛騨地域求人特集ページや首都圏等での移住イベント、企業向けの魅力的な求人の作り方実践セミナーの開催など、行政の枠を超えた取組なども実施をしております。

市では、以上の概要を掲載したパンフレットを作成し、下呂市ホームページ内の移住・定住促進サイトにも必要な情報を掲載しております。

以上、既に取り組んでおる内容となりますけれども、今議員がおっしゃるとおりコロナ禍で、例えばモートワークとかで地方に対する関心が高まって移住希望者が増えているという中で、まだまだそういった情報発信が不十分であるという御指摘かというふうには認識をいたしております。情報発信におきまして、今後は市役所の施策だけでなく地域の暮らし方の情報も含めて地域の魅力など、そういったことも含めて情報発信のやり方を検討させていただきたいというふうに思っております。

続いて、3つ目の御質問、移住・定住推進のため、募集事業、支援事業（就業、生活、住居等）のネットワーク化を行い、総合窓口を設置することで移住・定住サポート体制を強化してはどうかと考えるが、その考えはということについて御回答させていただきます。

移住するということですが、その方にとっては自らの生活とか人生を一変させる一大事であると思います。ですので、移住希望者にとって移住先の選定には、市町村の支援制度はもちろんですが、住まいですとか仕事ですとか地域の生活環境ですとか、そういったことも重要な判断材料になります。ですので、それらの情報を希望者に対して分かりやすく伝えること、それが重要だと思っています。

そのためには、我々としましては、仕事の関係者、地域生活の関係者、住居の関係者、それぞれが別々に動くんじゃなくて、お互いにネットワークでつながって情報交換して、情報集約をして、仕事・生活・住居等の情報をワンセットで提供できるような、そういうことが理想であるというふうに考えております。それが分かりやすい移住相談、ワンストップの移住相談という仕組み、移住・定住サポート体制の強化につながるのではないかとこのように考えております。

下呂市では、移住・定住促進のための総合窓口、先ほど申し上げましたが市役所内に設置しておりますけれども、今後とも関係者の皆様の御協力をいただきながら移住・定住のサポート体制を強化してまいりたい、このように考えております。以上でございます。

〔1 番議員挙手〕

○議長（中島達也君）

1 番 鷺見昌己君。

○1 番（鷺見昌己君）

今回答いただきましたが、まず1点目の各地区の維持するための人口の問題ですが、先ほど私も拝見させていただいておりまして、2040年、下呂市全体としてどういうところへ持っていくのかというのが出ております。しかしながら、この周辺地区のバランスというものをやはりきちっと保っていかないと、それこそ限界集落が発生しちゃうという状況が、実際に今でももう見えてきています。

そういう中で、やはりそういう地域ごとにどれぐらいの人口がきちっと要るんだと。これはどういうことかということ、先人たちが残してくれた大切な田畑に、山に、守らなきゃいけない資源が地域にあるんです。それを守っていかないと、その地域が守れない。やっぱりそれもあると思います。そういうことを踏まえ、細かい地域ごとに本当にどれぐらい人口を、やっぱり守っていかんのかなのかという目標は、今後立てていただきたいと思います。

そういう中で、各地域力を高めるために、どんな今取組をしようとされているのかお答えください。

○議長（中島達也君）

市長公室長。

○市長公室長（野村 穰君）

地域ごとの必要な人口、そういうものを個別に分析していくということは大事なことだなあというふうには感じております。

地域づくり、地域力の強化のための対応ということでございます。今のところ、振興事務所ごと、各地域ごと、集落ごとで地域づくりのミーティングを実施しております。その中で、各地域の現状を把握して、課題を整理して、じゃあ、それで自分たちはどうしていくか。そういったことを各自で、各集落で話し合ってください。そういう取組を進めております。その上で、自助・互助・共助ができればいいんですが、駄目なところ、どうしてもそこまで力が及ばないところ、それに対しては公助という仕組みも検討してまいりたいというふうに考えております。以上でござ

ざいます。

〔1 番議員挙手〕

○議長（中島達也君）

1 番 鷺見昌己君。

○1 番（鷺見昌己君）

そういう中で、私が考えるには、地域力を高めるということで先ほど来も出ておりますが、地域おこし協力隊という新しい風、これを取り入れるのは、まさに今非常に厳しい場所においては、どれだけでも多くの人に移住してもらって、やっぱりまちをもう一回盛り上げていくということで、すごくこの新しい風を取り込むということは非常に大事なことだと思います。

同時に、今までそこまでは行っていない、そういう地域もあるかと思います。ただ、20年前は今のその厳しい地域も何とかなっていたわけです。ただ、今そういう地域も逆に言っている、それは逆に言うと地域に精通した人たちが、今だからこそ地域の魅力を発信し続ける。そうすることによって、まちの魅力が高まる。これは集落支援員という制度があると思うんですけども、それを合わせて、これは全く別物だと思います。新しい風を持ってくる人たち、かつ地域の力を高める人たち、こういうことを併せて、ぜひとも持続可能なまちの実現に向けて取り組んでいていただきたいと。ある意味で定住につなげる政策を、きちっとまず進めていていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

それと、2つ目の今度は移住のほうですけども、総合パンフレットというのを私も質問してから確認しまして、こういうものがありました。しかし、これの実際の発行部数と発行先を教えてください。

○議長（中島達也君）

市長公室長。

○市長公室長（野村 穰君）

申し訳ありません。ちょっと今把握しておりませんので、後ほど回答させていただきます。

〔1 番議員挙手〕

○議長（中島達也君）

1 番 鷺見昌己君。

○1 番（鷺見昌己君）

やはり有益な情報ということでこの内容も見させていただいておりますが、まさにこれは支援、下呂市はこれだけの支援をしているんだよというようなものがほとんどです。やはり私の言っている総合パンフレットというのは、先ほど公室長よりも答弁がありましたように、暮らし方、どんな暮らしができるんだよとか、仕事、どんな仕事があるんだよとか、今回は農業がメインになっておりますので、農業だけじゃなしに下呂市にはこんなこともできるんだよ、こんな生活の仕方ができるんだよと、総合的なパンフレットをぜひとも早く整備していただきたいと思いますが、そのお考えはいかがですか。

○議長（中島達也君）

市長公室長。

○市長公室長（野村 穰君）

地域の暮らし方、仕事と関連したそういった情報についても、できるだけまとめて早く発信していきたいと思います。どっちかという、下呂市というのはどういうまちなのかというイメージ、ブランド、そういったものを発信していくことなのではないかなあというふうには感じております。分かりやすく伝えていくように検討してまいります。よろしくお願いします。

また、お力を貸していただければありがたいです。

〔1 番議員挙手〕

○議長（中島達也君）

1 番 鷺見昌己君。

○1 番（鷺見昌己君）

あと、そういうパンフレットが、先ほどの発行部数、配布先というのが分からないようですが、やはり国のアンケートの結果を見ますと、移住のきっかけ1位が観光なんです。観光に来て移住しようと思った人が多いということを考えると、観光客にこれが渡るようになっているかどうかなんですね。やっぱり、せっかく下呂市は観光立市なんですから、観光客にもこういう情報が渡るように、ぜひともしていただきたいと思います。

3 目として、先ほどのネットワーク化の問題ですが、今のパンフレットとも相互しますが、公室長の答弁でもワンストップ化は非常に重要な政策であると言われましたが、やはり下呂市のホームページでは、「下呂スタイル魅力発信プロジェクト POKA POKA」とか、そういうサイトもあります。非常にきれいに作ってあるサイトだと思います。ただ、実際に下呂市を発見する人、実際いろいろ話を聞きますと、たまたま知ったというのが多くて、やっぱり外で情報をもらって知ってきたというのがないんですね。やっぱりそういう意味では、実際に今の担当課の方は非常に評価が高いです。本当に熱心にしてもらえるということで、今非常に評価が高いので、せっかくなのでもっともっと発信していただいて、そういう方を中心にネットワークをしっかりとしたものにしていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

最後に、地方移住の関心が高まっている今こそチャンスですので、地域の魅力を高め、移住者の受け入れ体制を整えていただきたいと思います。

次の質問をお願いします。

○議長（中島達也君）

それでは、2 番目の質問に対する答弁をお願いします。

農林部長。

○農林部長（野村直己君）

2 番目の御質問、持続可能な森林形成についてお答えをさせていただきます。

最初に、岐阜県が示す第3期岐阜県森林づくり基本計画に基づき策定されている下呂市森林配

置計画の推進状況と目指している姿という御質問でございますが、まずは森林配置計画について説明をさせていただきます。

平成29年4月に運用が開始されました第3期岐阜県森林づくり基本計画に基づき、下呂市においても森林配置計画を定めています。配置計画と申しますのは、平成27年10月に揖斐川町谷汲で開催された第39回全国植樹祭の成果を踏まえ、新たな課題に対応していくためには短期的ではなく100年先まで見据えた長期的な視野が求められるとして、100年先の森づくりの取組がスタートいたしました。この中で、100年先に向けて望ましい森林の姿への配置を見直すため、気候や地形など自然条件や法規制といった諸条件を踏まえた上で、経営、観光、生活といった人の活動に寄り添う視点により、4つの望ましい森林区分を設定するというものでございます。

その1つ目が、木材生産に適した森林。これを木材生産林といたします。

次に2つ目、急傾斜や林道からの距離が遠いなど林業経営に適さない森林、これを公益的機能の維持増進を図るための環境保全林。

3つ目が、道路沿いなど地域の観光資源として期待できる森林。これを観光景観林といたします。

最後に、人家や道路沿いで倒木等の危険防止や野生動物による被害の軽減のために整備を必要とする生活保全林の4つに区分されています。

御質問の進捗状況につきましてでございますが、平成29年4月の運用開始を受けまして、下呂市におきましてもすぐに森林区分の設定に着手いたしました。その後、森林管理委員会委員の皆様を中心に検討会を開催させていただき、市民の皆様に対しましては、市の広報紙に掲載して内容を周知させていただきながら、平成30年4月に運用を開始しております。

参考までに現在の配置計画は、令和2年3月31日現在でございますが、木材生産林が1万3,924ヘクタール、環境保全林が4万1,385ヘクタール、生活保全林が2,451ヘクタールで、観光景観林に指定されている森林はございません。

次に、目指している姿について説明をさせていただきます。

4つの配置計画の基となる、経営、環境、観光、生活といった人の活動に寄り添う4つの視点は大変重要でございます。木材価格の低迷や山林所有者の山離れが進む今日、またゲリラ豪雨など気象災害による倒木、観光都市としての下呂市の山林の役割、これらの諸条件を考えますと、木材生産林、環境保全林、生活保全林、観光景観林の4つの区分は、100年後の下呂市の山を見据えたときに大切な区分であると認識してございます。

来年4月には運用開始から3年が経過いたしますので、いま一度4つの区分を検証し、森林管理委員会など関係の皆様のお意見を伺いながら、見直すべきものは見直していきたいというふうに考えております。

次に、2つ目の森林の機能や木材の重要性を普及させるための森林環境教育が必要と考えるが、その現状はという御質問にお答えいたします。

御質問のありました森林環境教育は、森林整備を推進する上で大変重要なものと認識をいたし

ております。今年度につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により実施できなかった事業が多くございますので、ここ数年の取組について説明をさせていただきます。

下呂市では、幼児や小学生を対象とした森林環境学習を行っております。幼児を対象といたしました森の散策、野遊び学習などを「森のようちえん」として皇樹の杜において実施いたしております。また、各小学校単位では、岐阜大学演習林や濁河原生林、南飛騨健康道場などを活用した森林観察、自然観察を実施しています。このほか、イベントにおける木工教室の開催やキノコの山づくり体験として「なめこ菌打ち体験」、木曽川上下流の交流による取組といたしまして、尾張水道連絡協議会や名古屋市上下水道局の方にお越しいただき、間伐や枝打ち、薪割りなどの体験をしていただいております。

森林環境教育には、森林の機能や木材の重要性の理解を深め、林産物の利用の促進を図るために大変重要なものと認識をいたしておりますので、今後も各種の取組を行ってまいりたいと考えております。

最後に、3つ目の林業事業体の人材育成等への支援の現状と今後の方針はという御質問にお答えをいたします。

下呂市が目指す森林施業、間伐推進のためには、林業に携わる人材の不足の解消と確保のための人材育成が重要であると考えております。

支援の現状でございますが、令和2年度から林業技術者担い手育成・確保支援事業といたしまして、林業に関する各種講習会や受講に要する経費の2分の1を、森林所有者、林業事業者などに補助をいたしております。

次に、今後の方針についてでございますが、山に魅力を感じない、若者の山離れが加速している状況を打開するため、次世代の林業を担っていく人材の育成と確保を目的に、林業事業者等の育成機関、例えば美濃市にある森林文化アカデミーに入学された学生に対しまして、授業料など一部を補助できないか現在検討をしているところでございます。来年度から実施できるよう、令和3年度当初予算に計上させていただき準備を現在進めておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。以上でございます。

〔1番議員挙手〕

○議長（中島達也君）

1番 鷺見昌己君。

○1番（鷺見昌己君）

今のこの森林というのは、本当に下呂市にとってみれば都会にはない本当に宝なんですね。都会で林業をやっていると思ってもできないんです、ないから。下呂市にはそれがある。その宝を生かすということは非常に大事になってきますので、特にこの森林配置計画の中で、先ほどの4つの機能で山を分けるというのはすごく大事なことです。その中で、観光景観林がまだゼロという状況も見させていただいておりますが、下呂市はやはり観光立市ですので、観光に来た人たちに啓蒙活動、啓発するためにも、そういう山をつくって気軽に散策で入っていただいたり、そ

ういうことは非常に大事だと思いますので、ぜひともこれをゼロから、まずは一番この観光地に近いところからでも結構ですので、何らかまず進めていただきたいと思います。

それと、実際に間伐するに当たって、昨日の話でもありましたが、6月の定例会でも話させていただきましたが、やっぱり間伐しなければいけない量、温暖化を抑制するためにやらなきゃいけない、大体これぐらいの数字というのが出ていると思うんです。6月当時調べたので、下呂市の今の人工林からすると3,293ヘクタールはしていかないと達成できないという数字も出ている。やっぱりそういうような目標をきちっと定めて、年間にどれぐらい間伐するんだと。それをやるためには、どこが一番効率よくできるのか。そういうことも踏まえて、この森林配置計画等の政策を進めていっていただきたいと思いますので、その辺のお考えをおっしゃってください。

○議長（中島達也君）

農林部長。

○農林部長（野村直己君）

まず、先ほどの御答弁の中で森林配置計画の策定のきっかけとなったものを、揖斐川町谷汲で開催された第39回全国植樹祭と私申し上げたようですが、第39回全国育樹祭の誤りでございますので、そちらを訂正させていただきます。申し訳ございませんでした。

最初に、観光景観林がゼロという話でございます。これは先ほども申し上げましたとおり、ここで3年が経過するということで、見直すべきところは見直したいという御答弁をさせていただきました。私自身も当然あってしかるべきと思っておりますので、こちらにつきましては、委員の皆様、それから地域の皆様の御意見も伺いながら、ぜひそういう箇所が指定できるように。また、その後も逐次見直しをさせていただきながら、こういう森林が増えていくよう努めてまいりたいと思います。

あと次に、間伐、CO₂を削減していくためには3,293ヘクタール毎年やっていく必要があるというお話でございますが、間伐につきましては、昨日からも御答弁させていただいておりますように森林環境譲与税を活用して、森林整備及びそのために必要ないろんなことを推進していくんだというようなお話をさせていただいております。この間伐を進めていくために、今私どもが把握しておる数字として、10年以上間伐の手が入っておらんような人工林、これについては約1万四千何があるというふうに推計しております。ということで、下呂市の総合計画の中では毎年1,000ヘクタールというようにお話をさせていただいたんですが、これだけでは議員おっしゃる3,200には全然追いつかないんですけど、実際下呂市の中の労働力とも含めて、最低でも1,000ヘクタール、さっきの1万4,000ですと約15年かかってということにはなってしまうんですが、確実に森林整備が進んでいくように努力してまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。以上でございます。

〔1番議員挙手〕

○議長（中島達也君）

1番 鷲見昌己君。

○1 番（鷺見昌己君）

当然なかなかすぐにはそういう数字は行けないと思うんですが、やはり目標というのをしっかり根拠立ててやっていく。それと、間伐を進める上で、昨日もありましたけれども、やっぱり山に取り残されるようでは困ります。やはりこの森林サイクルで出口戦略も同時に考えていかないことには、山は私は回らないと思います。この森林環境譲与税の使い方におきましても、コストバランス、この間伐にかかるお金、出口にかかるお金、規制にかかるお金、そういうことをきっちと組み立てていただいて、有効に使っていただきたいと思います。

それと、先ほどの森林の環境教育と人材育成、これはまさに同じことだと思うんですけども、市内とか小学生とかに環境教育、これは非常に大事なことだと思いますが、やはり下呂市の特徴は観光立市でございますから、都市の人たちに知ってもらおうということがすごく大事なので、ぜひそういうような森林ツアーとかそういうことをやっていただいたり、大学生を招いたゼミとかをしていただいたらいいなあと思います。

最後に、先人たちが大切に育て残してきた東濃ヒノキ銘柄発祥の地として、誇れる森林を生かしたまちづくり実現のために、森林環境譲与税や清流の国ぎふ推進補助金等を有効に活用し、持続可能な森林形成に取り組んでいただきたいと思います。

私の質問は以上で終わります。

○議長（中島達也君）

以上で、1 番 鷺見昌己君の一般質問を終わります。

休憩いたします。再開は午後 1 時といたします。

午後 0 時10分 休憩

午後 1 時00分 再開

○議長（中島達也君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

なお、市長公室長から発言の申出がありましたので、これを許可いたします。

市長公室長。

○市長公室長（野村 穰君）

先ほどの鷺見議員からの御質問について回答できなかった部分、今回答させていただきます。

移住・定住のパンフレットの関係です。

現状のパンフレットは、平成元年度にリニューアルして2,000部を作成させていただきました。配布先につきましては、東京、名古屋、大阪に各移住交流センターがございますが、そちらにそれぞれ100部程度を配布しております。また、各振興事務所にもそれぞれ50部程度配布しております。

なお、必要に応じて移住フェアですとか、そういったイベントがありますので、そちらのほうにも何十部か持って行って配布をしているというような取扱いをしております。以上でございます。

○議長（中島達也君）

一般質問を行います。

3 番 飯塚英夫君。

○3 番（飯塚英夫君）

3 番 飯塚です。

議長の発言の許可が出ましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

新型コロナウイルス感染が拡大しており、市内でも新たな感染者の情報が発せられるたびに、今まで以上の感染症対策が求められます。そんな中、日夜感染のリスクと闘いながら、誇りを持って命と暮らしを守る仕事に向き合っておられる職種の皆様、例を挙げていいますと、医療従事者の皆様、スーパー等小売店の店員の皆様、介護福祉士、保育士の皆様、公共交通機関の運転手の皆様、郵便配達員、トラック運転手の皆様、それとごみ収集員の皆様、そして一番身近に市民と接することのある市役所の職員の皆様、この皆様はエッセンシャルワーカーといいまして、途切れることなく従事、仕事につかれています。心から感謝申し上げます。ありがとうございます。

それでは、1 つ目の質問項目としまして、公の施設の見直し方針に基づく飛騨川温泉しみずの湯について、来るべく譲渡民営化について質問をさせていただきます。

まずは、飛騨川温泉しみずの湯の設置から現在のいきさつとしまして、平成5年に岐阜県が推進する南飛騨健康保養地構想の中核施設建設地として、旧萩原町四美地区が選定を受けました。それから南飛騨健康増進センターの整備が開始されました。これは様々な健康法を楽しみながら体験し、実践ができる県民の健康道場を目指し、県と旧萩原町においてそれぞれが分担して整備が進められてきました。このうち、温泉を活用した健康づくりが飛騨川温泉しみずの湯であります。施設運営のために、旧萩原町と建設趣旨に賛同した地域住民や法人の方々の出資により平成16年に設立された会社が、現在まで指定管理事業者としまして管理・運営を継続されております。以来16年、市民の皆様にあいさされ続け、健康づくりに貢献され、その結果利用者の医療費削減効果の検証によって、その効果が活かされていることが判明したようです。これは、プールを活用した健康プログラムの実践により、健康増進施設としての設置目的が発揮されたのではないのでしょうか。

そこで、1 点目の質問ですが、来るべく譲渡民営化を見据え、施設の改修工事に向けた設計業務委託費をさきの6月定例会一般会計補正予算に計上されたところでしたが、施設の改修工事計画は予定どおりに始められる見通しでしょうか。

また、新型コロナウイルス感染拡大長期化により、経営悪化が続いておられるであろう現状の中、譲渡民営化に向けた今後の年度計画は大幅な見直しが必要となるのではないのでしょうか。

また、これまで市民の健康づくりを担う施設として、様々な健康づくりのメニューを提供され、プールの利用者の医療費の削減効果につながったことが実証された健康増進プログラムの提供は継続せざるを得ないことだと思われませんが、下呂市として今後こういった姿勢で臨まれるのでし

ようか、伺います。

2点目の質問ですが、飛騨川温泉しみずの湯は、来年度以降2年間の期限つきではありますが、指定管理者制度を延伸させる方針が示されているところですが、これまでの公の施設見直し方針に基づかれ、譲渡民営化が見直される場合、先行して譲渡民営化された施設とはどのような均衡を図られるのか、伺います。

飛騨川温泉しみずの湯は、先行して譲渡民営化された施設とは施設が設置された当時のいきさつが異なりまして、地域の過疎化対策や地域を盛り上げるために設置されたのとは少し趣旨が異なり、併設されたプール利用者の医療費削減を目的とした健康増進施設であります。飛騨川温泉しみずの湯は、その名称とは裏腹に、またその施設から期待できることとして、単なる温泉施設で受動的な健康維持管理施設ではなく、いわゆる能動的に、自発的に体を動かし運動することで、医療費の削減に貢献され、健康づくりを目的とした魅力的な施設であります。

継続的に健康増進プログラムを実践していくため、官民が一体となって存続することが必要ではないのでしょうか。市民憲章にもあります健やかな心と体で明るい未来を築こうと、それに向かっていていただきたいと思います。以上が1つ目の質問になります。

続きまして、2つ目の質問であります。令和2年7月豪雨で被災した公共施設の復旧見直しについてであります。

まだまだ市内各地では、本年7月に発生した当時の被災現場が今もそのままの状態の手つかずのところほとんどではないでしょうか。これはいかに被害が広範囲で、かつ大規模であったかが実証されました。

先日、市からの情報提供がありまして、令和2年7月豪雨に係る災害復旧費用の国査定額が固まったとの報告がありました。国であれ県であれ、また道路や河川、農業施設、ライフライン、学校施設などの公共施設の災害復旧事業には莫大な復旧費用と、数か月、数年という工事期間が必要となります。一部の被災箇所では必要最小限の応急仮復旧工事が施され、小坂町門坂の国道41号では、片側交互通行で交通開放されているのが一例であります。また、農業施設においては、農耕時期に取水ができるように既に復旧作業が行われているところも見受けられ、さらにはライフライン、学校施設については既に復旧工事が完了したところもあります。

今回の豪雨災害では人的な被害はなかったものの、小坂、萩原を中心に多くの住家が被災されました。道路、河川の復旧見通しが立たなくて、市営住宅や親戚、知人宅に身を寄せておられた方もお見えになったようでした。安全・安心に暮らせるよう道路、河川や農林業施設、砂防治山の本格完全復旧が待たれるところです。

そこで1点目の質問ですが、建設業界では、今回の豪雨災害直後から急増した建設需要に人材の確保、これは現場管理業務の技術者もそうですし、現場作業員、また重機の運転手の人材確保はもとより、資材、機材の確保が追いついていないのが現状であります。国の仕事、県の仕事も同様に、同時期に災害査定を受けられ、同じような問題を抱えられておることは確かであります。限られた数の建設業者で、例年にないほどの工事をこなせるはずがありません。対策として、技

術者が数か所の現場を掛け持つとか、有資格者の現場配置の緩和化など柔軟な対応が考えられますが、品質の確保、安全管理が心配であります。発注者として、どんな対策を検討されておいででしょうか。

今回の一般会計補正予算案において、一部の現場を令和3年度へ債務負担行為とされることは最善の予算措置だと思います。しかし、それ以外の現場は、今年度内完成予定で、順次発注されるのではないかと思います。請け負けとはならぬよう最適な工期の設定や工事発注時期の平準化、分散化をお願いしたいところであります。

公共工事というのは、そもそも納税者である市民が本当に望むものを最高の品質のものを最適な価格で提供することです。決して早く仕上げるだけじゃなく、また安価にできればいいというものでも決してありません。安物買いの銭失いとならぬよう賢明な方策を示されるようお願いいたします。

2点目の質問ですが、今回の豪雨災害を受けて、さきの定例会等におきまして、市長の答弁の中で適応復旧と言われるキーワードをよくお聞きしました。これは被災した公共施設を元どおりに復旧するだけでなく、河川工事であれば上流、下流の川幅に合わせて護岸施設を新たに造り直す事業だと思われませんが、具体的な被災箇所、事業の概要、事業の効果、また事業の進捗予定など準備予定段階であっても構いません。御紹介願えますでしょうか。

先週、実は萩原町大ケ洞の、今回豪雨災害の被災箇所の復旧現況を現地確認に出向いたところ、地区の重鎮の区長経験者とお話しさせていただく機会がありました。先日、災害復旧事業の地元説明会があったようで、どんな復旧方法かと尋ねたら、一部を除きほとんどの施設を元どおりに復旧すると、そういった復旧方法が示されたようでありました。今回と同じ被災箇所は、私ごとではありますが、平成11年当時、20年前ですが、私が担当で皮肉にも同様の施設が同様の被災を受けました。やはり元どおりに原形復旧され、同じように被災を受けた箇所でありました。区長経験者の体験も踏まえ、このたびの災害復旧事業においては、20年前の状況も訴え、災害関連事業とされ、改良を訴えられたようです。関係地権者の同意もいただけるような雰囲気であったようでしたが、聞き入れられずがっかりしたとおっしゃっておられました。大半は県管理の施設ではありますが、何とかならなかったものか。毎年のように発生する豪雨に対応できる適応した施設として、災害関連事業として取り組めなかったものか、とても残念でなりません。これがまさに適応復旧ではありませんか。

以上2点、個別での答弁をお願いいたします。

○議長（中島達也君）

それでは、1番目の質問に対する答弁をお願いいたします。

市長。

○市長（山内 登君）

それでは、最初のしみずの湯に関する御答弁をさせていただきます。

御質問の内容、公の施設の見直しの中で、380ぐらいもともとあった施設の見直しの中で、特

に美輝の里、かれん、ひめしゃが、そしてしみずの湯、そして湯ったり館、この5つの施設は旧町村からのずうっと引継ぎでしっかりと見直しが必要だというようなことでございます。

私市長に就任して以来、いろんな書類を拝見しております。平成29年に、この5つの施設についてのある程度の市としての基本方針が示されております。原則として5つの施設は、譲渡民営化とすると、そして譲渡民営化ができなかった場合は廃止とすると。それは31年末までにできるだけ早く実施をします。31年ですから、令和元年ということになります。その譲渡民営化に際しては、市としても必要な支援策をしっかりと行うと。こういう話で、引継ぎをさせていただいております。その件に関しては、議会のほうにもお話をして議会の同意も得ているということでございます。

これをもって私がこれに拘束されるのかというと、決して拘束されるとは思ってはいませんが、しかし行政の継続性そして議会の皆様方への御同意ということを考えれば、これに沿った方向で微調整をしながら、現状の情勢を見ながら検討していく。そして、また議会のほうにその都度、丁寧に諮らせていただくと。こういう方針を取っておるところでございます。

それで、しみずの湯に関しましても、もう既に期限は過ぎておりますので、何度も事業者と協議を重ねてまいっております。その結果なかなか難しいということでございましたので、経営を今このコロナの情勢、特にコロナとか災害のこの情勢の中で、経営を今譲渡民営化されるのは非常に厳しいというお言葉もいただきましたので、2年間指定管理を延長させていただくという議案も出させていただいております。

しかし、最終的には譲渡民営化をしていただきたいという方向で、向こう側もあちら側も譲渡民営化が本当に時期が来て、しっかりできるようになれば、しっかりとお受けしたいと、こういうお話もお伺いしておりますので、譲渡民営化の方向に向けて、いましばらくお時間をいただければというような情勢で今進めておるところでございますので、御理解をしていただきたいと思います。

また、これはプールを利用されていると、もうしみずの湯の場合は、健康保養地の関係で、後ほど説明をさせていただきますが、健康福祉部のほうで担当して業務を行っておるという経緯もございまして、健康維持増進プログラムの提供については、事業者への委託事業、譲渡民営化したとしても委託事業としてそちらのほうはしっかりと市がサポートしていくと、こういう方針を立てておりますので、その方針に従って譲渡民営化がされた以降も市としてしっかりと関わってまいりたいと、このように考えております。

詳細については、健康福祉部長のほうから説明をさせていただきます。

○議長（中島達也君）

健康福祉部長。

○健康福祉部長（今瀬成行君）

私のほうから議員御質問のしみずの湯の譲渡民営化についての1番について、御説明をさせていただきます。

公の施設の見直し方針に基づき、飛騨川温泉しみずの湯について来るべく譲渡民営化を見据え、施設改修工事に向けた設計業務委託費を補正予算で計上されたが、新型コロナウイルスの流行が長引き、経営悪化が続いている状態の中での譲渡民営化の見通しは。また、譲渡民営化される場合、プールを利用した健康増進プログラムの提供に当たって、市としてどう関与していくかについてお答えをさせていただきます。

公の施設の見直し方針に基づき、今年度末の譲渡民営化に向け、調整を進めさせてもらってききましたが、コロナ感染症の流行による休業要請と、再開後の客足の減少、さらに7月豪雨の影響により、4月から10月現在の経常損失は630万余りであり、雇用調整助成金と持続化給付金を加えても280万円余りの通年と比較して経常損失となっております。

8月6日には、株式会社ホリスティック南飛騨より、譲渡民営化移行時期の延長についてという要望書の提出をいただきました。現状の経営状況やコロナ感染症の影響が続く中、経営改善が見込めない現状での譲渡民営化は困難と10月16日の政策会議において、譲渡民営化の延期、2年間の指定管理期間の延長を決定していただき、12月本議会において飛騨川温泉しみずの湯の指定管理者の指定について、指定管理者の御承認と経営改善策として実施する料金改定のための条例改正案の御承認をお願いしておるところでございます。

指定管理期間の延長に伴い、料金改定以外にも健康増進のための新規事業の展開も現在、事業者さんのほうで模索中であり、譲渡民営化後の経営安定化について支援をしてみたいというふうに考えております。

また、譲渡民営化後のプールの利用につきましては、先ほど市長のほうからも答弁がありましたが、医療費の削減効果といったような費用対効果もあることから、プールを利用した健康づくり事業の委託を考えておまして、委託内容については今後しみずの湯運動指導士さん等とも協議をしながら決定をしていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（中島達也君）

市長。

○市長（山内 登君）

それでは2番目の問題でございます。

先行して譲渡民営化されたこの施設に対する何らかの支援とか考えておるかというような御質問かと思えます。

もう既に2つの施設、ひめしゃがとそして美輝の里、こちらのほうはもう既に民営化されております。今、2つはしみずの湯とかれんについては、しばらく指定管理を継続させていただきたいということで議会のほうにも今議案を提出させていただいております。

もう一つ残る湯ったり館、こちらのほうには、昨日も行つて事業者の方とお話をさせていただきましたが、もうしばらく今協議を継続させていただいておりますので、もちろん今年度中には来年度からの指定管理にするのか、譲渡民営化ができるのか、はたまた廃止をするのかということも含めて、今そちらのほうは鋭意協議をさせていただいております。

そこで問題となります、既に民営化されたこの2つの施設についてでございますが、この2つについては既に民営となっております。そして譲渡民営化する際には、修繕の工事、そして登録免許税の負担、そして支援交付金、そして固定資産税の減免、このような支援策を打たせていただいた上で譲渡民営化をしていただいておりますのでございます。

民営化されておりますので、これに対して市が直接お金をつぎ込むとか、これについてはなかなかいろいろな御意見もあるし、簡単にはできない。市民に対する説明がいかにつくかということをしつかり検討しながらやっていく必要があると思います。

ただし、一方では、この5つの施設はもともと各町村の方々が大事に守ってきた施設でございます。そんな中で市の方針として廃止という文言をもって、もし譲渡民営化ができなければ廃止をしますよというような話の中で地元の方が頑張ってこれを維持管理していただいておりますという経緯もございますので、こちらのほうについても、今ひめしゃがの湯とそして美輝の里の事業者の方々とも話し合いをしております。そして、どんな形で支援ができるのか、何らかのやはり支援はしていきたいなというふうに思っております。ただ、これは市民の方の御理解を得られるような、ちゃんと説明ができる、こういう支援を今考えております。5つの施設でございます。きつとしっかりとした説明ができれば市民の方の御理解も得られるものと思っておりますので、今その方向に向かって鋭意制度設計と申しますか、しっかりとした形をつくっていききたいということで今検討を重ねておるところでございますので、いましばらくお時間をいただきたいと思います。以上です。

〔3番議員挙手〕

○議長（中島達也君）

3番 飯塚英夫君。

○3番（飯塚英夫君）

飛騨川温泉しみずの湯に限らず、下呂市道の温泉駅かれん等の譲渡民営化が今後見直される場合、中長期的に見据えて施設の在り方、位置づけを明確にされるよう、また2年間の指定管理者制度が継続されているうちなどと悠長なことをおっしゃらずに、速やかに方向性を示され、市民みんなが納得できるような御説明をしていただければと思います。

次に、2つ目の質問の答弁をお願いいたします。

○議長（中島達也君）

それでは、2番目の質問に対する答弁をお願いします。

建設部長。

○建設部長（二村忠男君）

私のほうからは、議員のほうからの御質問の中で、7月豪雨におけます人材確保が追いついていないという中の工事発注についてという形で御答弁をさせていただきます。

7月豪雨における災害復旧は議員もおっしゃったように、国・県を含め膨大な復旧工事となっております。災害箇所の一瞬も早い復旧は、いつ、どこでまた起きるか分からない災害防止にな

るというふうに考えております。

建設部といたしましては、本年度、来年度事業の見直し、これをいたしまして見直せるものは見直して、次に送るという施策を考えております。一時中止可能な工事があれば、それも中止をし、来年度以降に送りたいというふうに考えております。全ての今の災害復旧工事が優先でありますので、そのような形を取らせていただきたいというふうに考えております。

それと、あとお願いという形になろうかと思うんですが、例年各区より要望をいただいております工事等も次年度以降にもし送っていただけるような御協力が願えれば幸いかというふうにも考えておりますし、今の復旧が第一であるというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。以上でございます。

○議長（中島達也君）

農林部長。

○農林部長（野村直己君）

私からは、被災した農業施設及び林道災害の復旧工事の発注についてお答えをさせていただきます。

本年7月豪雨災害により被災をいたしました農業施設につきましては、去る10月19日からの週に国の災害査定を受けまして、土砂状況等応急復旧箇所を含め21か所で2億7,909万8,600円の復旧費用を認めていただきました。また、林道につきましては、9月7日からの週及び9月28日からの週に災害査定を受けまして18路線で29か所、2億5,649万1,000円の復旧費用を認めていただいております。これらの災害復旧工事につきましては、現在順次発注手続を進めているところでございますが、議員御指摘のとおり、市内の建設業界におきましては技術者や作業員など人材の確保が非常に困難になっているという現状も伺っております。このため、災害復旧工事の発注に際しましては一定区域内の複数の災害箇所を一つの工事としてまとめて発注させていただいてことやそれぞれの工事現場に配置される専任の技術者につきまして、一定の要件を満たす場合には複数の工事を兼務することを認めるなどの取扱いをさせていただいております。

また、既に災害復旧事業の繰越明許費の補正をお認めいただいておりますので、年度をまたいで適正な工期を確保させていただくなど対応をさせていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。以上でございます。

○議長（中島達也君）

生活部長。

○生活部長（藤澤友治君）

私のほうから、上下水道施設の工事の見通しにつきましてお答えしたいと思います。

令和2年7月豪雨災害におきまして、水道施設の災害は御承知のとおり小坂地域、門坂簡易水道、松尾浄水場におきまして林道崩壊により橋梁流失による送配水管の流失、また下水道施設においては萩原の羽根水処理センターが水没したことが主な災害状況であり、国の災害査定を受けて事業費が確定しております。

下水道施設の羽根水処理センターにつきましては、災害査定が10月19日にありまして、応急本復旧で申請し、災害査定前着工ができたため、査定前に機器の取替えや修繕、また機器調整が完了し、正常に稼働しております。

次に、門坂簡易水道施設につきましては、下呂管設備工業協同組合の方々により流失した送配水管の仮復旧工事を災害後直ちに実施していただいております。災害査定につきましては、9月29日にありましたが、今後農林部と連携してまいります。農林部による林道及び橋梁設置工事が完了した時点におきまして、橋梁に送配水管を添架し、復旧していきたいと考えております。以上でございます。

○議長（中島達也君）

引き続き、答弁をお願いいたします。

建設部長。

○建設部長（二村忠男君）

私のほうからは、適応復旧と、災害関連事業について御答弁をさせていただきます。

適応復旧についてでございますが、今回災害査定を受ける中で、適応復旧という形でそれ以上の工事を災害査定の中に盛り込ませていただきました。

その結果、査定員からはやはり原形復旧ということで私どもの御要望は認めていただけなかったというのが今の実情でございます。その中で、再度災害防止の観点からはやっぱり被災箇所を含む一連事業としてやっていなければならないという形を思っておりますので、関連事業としてお認めいただけなかった前後につきましては、単独事業でその前後を担っていくというような形で今回発注させていただくというような手続を取っておるのが実情でございます。

ただし、その範囲も限られますので、今後は適応範囲の変更等をやはり国に要望して、幅広く復旧をさせていただくように御要望していくつもりでございますので、よろしくお願いいたします。以上でございます。

○議長（中島達也君）

農林部長。

○農林部長（野村直己君）

適応復興と言われる災害関連事業についてお答えさせていただきます。

従来の災害復旧では、被災した箇所を元の形に戻すという原形復旧が基本でございましたが、激甚化する災害に対応するため適応復興という概念が打ち出されておまして、従来の発想にとられない弾力的な対応により気候変動への適応を考えていく必要がございます。国の災害査定も終わりまして、これから本格的に災害復旧工事に取りかかることになってまいります。工事を施行させていただく中で、災害を未然に防ぐ対策ができるものがある場合には、国や県の御意向を確認しながらではございますが、可能な限り柔軟な対応をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。以上でございます。

○議長（中島達也君）

市長。

○市長（山内 登君）

追加で一部説明をさせていただきます。

適応復興の関係でございますが、今、適応復興がなかなか難しいということ、目標としては適応復興に向かってそして復興の形を整えていこうということで、市としても適応復興に向けた要望を県のほうにもしております。

県のほうからは、今建設部長ちょっと遠慮深いんであまり言わなかったかもしれませんが、1か所適応復興として今、県の土木のほうで2つの谷なんです、奥田洞のほうの谷なんです、2つあるところをもう一つにがっつつなげて変えて適応復興、元どおりではなくて元の形をさらに強靱化していくという適応復興でこれはやっていくということを先般土木の所長とも話をして確認しております。もう一度しっかりと確認をさせていただきますが、そういう言葉もいただいておりますので、県のほうも適応復興を将来的にもやっていく必要があるし、そして今回も一部ではあるが、適応復興に向かって進んでいるというような形でございますので、だんだん徐々にという形になってまいります。

今回も数が非常に多うございますので、それを全て適応復興というわけにはどうも参らなかったようでございますが、順次そういう形で県・国のほうにもしっかりとやっていただくよう我々としてもしっかりと要望してまいりたいというふうに思っておりますので、どうぞ御理解をいただきたいと思います。以上です。

〔3番議員挙手〕

○議長（中島達也君）

3番 飯塚英夫君。

○3番（飯塚英夫君）

丁寧な御答弁ありがとうございます。

先日、議会全員協議会におきまして、危機管理課から配付説明されました資料、令和2年7月豪雨の振り返りの資料の中で、検証結果という項目がありました。その中に災害対応、復旧対応についてにこんなことが記されていました。

今回の被災箇所には、従前から改良等を要望してきた箇所も多いと。これらは本当に住民の方の切実な要望ではないでしょうか。そういった要望しておったところが被災を受けた、元どおりにするなんてことはちょっとナンセンスな話だとは思いますが。こういう身近な住民に寄り添った復旧事業、これらがまさに適応復旧であります。国の事業促進要望はとても重要な施策ではありますが、身近な地域住民に寄り添った地域住民の要望にもこれからどんどんと耳を傾けていって取り上げていただければと思います。

私の質問は以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（中島達也君）

以上で、3番 飯塚英夫君の一般質問を終わります。

続いて、2番 田口琢弥君。

○2番（田口琢弥君）

2番 田口琢弥です。

議長からの発言の許可をいただきましたので、一般質問を行います。皆さん、よろしくお願いいたします。

新型コロナウイルス感染症の第3波が今来ています。いよいよ下呂市も他人事ではなくなりました。いま一度、手洗い、うがい、消毒、マスクを徹底し感染防止策に努め新しい年を迎えましょう。

それでは、今回は大きく3点について質問を行います。

まず1点目は、下呂市新クリーンセンター稼働における問題点についてです。

皆さん御存じのように、新クリーンセンターは平成31年4月より稼働を始めました。このクリーンセンターは、下呂市住民のみならず、下呂市の人口の約30倍の観光客のごみも処理している大切な施設、ライフラインです。

下呂市の皆さん、クリーンセンター再建において当時移転地を探しました全ての候補地で受入れを住民に拒否されました。その結果、市は元の場所に継続を要求してきました。地元住民は、旧クリーンセンターの老朽化のリスクと移転に関わる莫大な費用を考慮し、市民生活に支障が出るのではないかという思いで、やむなく3町内会の大淵、三原、宮地川下3町内会は苦渋の選択をして、下呂市新クリーンセンター公害防止協定書の下、臭い、煙、害獣等の公害がないとの前提で調印しました。下呂市の皆さん、この先19年間、クリーンセンターは今の場所にあるのです。19年ですよ。施設を受け入れた以上、地元住民は監視していく責任もあります。また、よりよい環境にしていく義務もあります。

けれども、どうでしょうか。新しいクリーンセンター稼働から1年以上たちますが、以前と何が変わったのでしょうか。悪臭に煙、以前よりは被害は減りましたが、いまだに続いております。ある住民の方は、洗濯物も外に干すこと、窓を一日中開け放すこと、柿などを干すこと、ふだんどおりの生活がいまだにできません。皆さん、この苦しみを分かっただけですか。その住民方の望みは、ただ皆さんと同じ普通の生活がしたい、それだけなんです。

そこで今一番問題になっているのが、汚泥運搬における臭気についてです。

まずは下水汚泥とは、下水処理の処理過程で汚れを食べて繁殖した微生物を含んだ泥です。この汚泥をクリーンセンターに運搬して焼却処分しています。以前環境部は、汚泥は臭わないと住民に説明しました。しかし、汚泥運搬時はかなりの悪臭を放っています。私は、その汚泥の臭いを嗅いだことがあります、それはそれは不快な臭いです。

この汚泥問題は、去年の12月にクリーンセンター運営協議会に出ていますが、しかし新型コロナウイルス感染症のために協議ができず、今年の10月からクリーンセンター運営協議会で協議されて続けていますが、いまだに解決されていません。また、下呂市新クリーンセンター公害防止協定書の第8条、苦情処理、1. 市は施設の操業に起因して住民からの苦情の申出があった場合

には、速やかに調査を実施し、必要に応じ協議会に諮るものとする。２．市は調査の結果、明らかに市の責任により被害を及ぼしたと認められたときには、誠意を持って対応しなければならないと協定書に記されています。協定書には前下呂市長をはじめ、運営協議会長、各３区長、町内会長の印鑑も押された重要な書類です。

さて、いま一度生活部に質問します。汚泥は臭うか臭わないか。環境部に質問します。汚泥は臭うか臭わないか。まずそれだけをお答えください。

２点目は、市長、クリーンセンター運営協議会に、市長と語る会と、私が直接出席を２度依頼させていただきました。その際、市長御自身で出席したいと言われましたが、いまだに出席されていません。日程も市長に合わせ、協議会当日も確認させていただきました。それだけ住民は市長の出席を望んでいましたが、直前のキャンセルとなりいまだ実現されていません。以前市長は、私は行政のプロですと言われました。また、クリーンセンター近隣の住民の意見も聞きたいとも言われました。

ある岐阜県の市長さんが言われました。行政とは、弱い立場の人々を助ける仕事です。私も、行政とはそうあってほしいものです。住民は本当に困っています。ないはずの悪臭、煙が何度も流れてきます。汚泥の悪臭もあります。

市長は、先日、市長とは問題解決には最後に出るものと言われました。それでいいのですか。東京出張、マスコミ対応、コロナ対策などで大変お忙しい日々を送ってみえることはよく分かります。大変御苦労さまです。ですが、御自身の足元の住民の苦悩に時間を割いていただけませんか。まだまだ問題は山積みです。一つ一つ解決されたらどうでしょうか。

それに加え、下呂市新クリーンセンターの運営に関係しますが、市長、市民の皆さんから何度も聞かれますが、私も６月、９月の定例会でも質問しました。ごみ袋の価格見直しについてです。

その後、進展はありますか。市民の皆さんの期待も大きい課題ですので、現在の状況を市民の皆さんによく分かるように御説明ください。

３点目は、ＧｏＴｏキャンペーン、ＧｏＴｏイートについてです。

１０月からのＧｏＴｏキャンペーン、週末の花火のおかげで下呂の観光客もだんだん昨年並みに戻りつつあります。いろいろなお店で今困っているのが、地域共通クーポン券です。宿泊客など旅行代金の１５％相当額を地域共通クーポン券として旅行者に配付され、登録店舗で使用されます。地域共通クーポン券を現金にするには、月に２回指定日までには換金請求を行い、３０日後に現金になるという仕組みです。ですから、利用者が多い店舗ほど現金収入が少ないのです。

知り合いのお店ですと、売上げは今の時期、昨年以上あり大変うれしいことですが、現金はそのうち２割程度、仕入れや人件費、諸経費は全て現金なんで蓄えを崩さなくては経営していくのにやっとです。春の緊急事態宣言で蓄えも足りない。売上げが伸びていくのは大変うれしいこと。でも、現金がなく、借入れをしなくてはいけない、こんな複雑な悩みが出てきています。

このような状況を把握していますか。また、把握しているのであれば、何か解決法を考えてみえますか。下呂のお店を救済されることは、下呂市の経済活動、雇用を守ることにつながるので

はないでしょうか。

以上３点について質問しましたが、答弁は個別でお願いいたします。

○議長（中島達也君）

それでは１番目の質問に対する答弁をお願いします。

環境部長。

○環境部長（中原則之君）

ただいま議員の御質問にありました、まず汚泥について臭うのか臭わないのかという御質問でございます。

汚泥というものは臭うものでございます。

その他議員がおっしゃられました、今のクリーンセンターの問題につきましては、今のクリーンセンターにつきましては、地域の皆様の苦渋の決断で建設をさせていただいたという経緯がございますが、昨年４月からの稼働開始以来、地域の住民の方に何度かクリーンセンター、それから運搬車両についての臭いがするという御指摘をいただいておりますのは事実でございます。

何かと御心配をおかけしているところでございます。ただ、臭いにつきましては、人により感じ方が違うことや発生源がなかなか特定しにくいなど大変難しい問題ではございますけれども、臭気調査をしっかり行い、その原因を特定しつつ、先ほど言われました協議会、クリーンセンター運営協議会の中で協議しながら解決をしていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。以上です。

○議長（中島達也君）

生活部長。

○生活部長（藤澤友治君）

まず、議員の最初の御質問です。

汚泥は臭います。

下呂市クリーンセンターにつきましては、地元住民の方々の御理解と御協力の下、改修されて、新たなクリーンセンターとして平成31年４月から稼働しております。この施設は、御存じのとおり、下水道施設から出た汚泥も燃やすことができる施設となっております。

下水道施設を所管する生活部上下水道課では、下水道施設から出た汚泥を搬出し、クリーンセンターへ搬入しております。現在、汚泥運搬車が通過する際の臭気につきまして、クリーンセンターが所在する地区の方から臭うという御指摘をいただいております。

下水道施設を管理、汚泥を運搬する委託会社に対しまして、車の清掃や消臭等につきまして、環境部と連携の下、汚泥の積込み時やクリーンセンターにて汚泥を下ろしたときなど洗浄及び消臭剤の噴霧のやり方等の指示事項を再度お伝えさせていただきまして、また委託会社におきましても、臭気につきましては消臭剤の質や量を変えるなど対策を講じられております。

この臭気問題につきましては、現在クリーンセンターが所在する周辺３町内会で構成されております下呂市クリーンセンター運営協議会で協議させていただいておりますので、今後も話し合

を重ねて問題を解決していきたいと思っております。以上でございます。

○議長（中島達也君）

市長。

○市長（山内 登君）

今の問題についてですが、かなり激しく私をいろいろと御批判いただきましたが、我々、協議会と市としての話し合いはしっかりとさせていただいておるつもりでございます。

そんな中で、環境部長そして環境部、生活部が話をしていく中で、なかなか我々が、私が出ていく話し合いの環境の場ではないというように判断いたしましたし、実際緊急の仕事も入ったりいろんな情勢があつてなかなかその場に入ることもできなかったということでございます。ところが、私が行けなければ当然副市長がおりますので、副市長にお願いしまして、副市長にも2回ほど出席をさせていただいております。しかし、そんな中でもなかなか冷静な話し合いが進まずに、話が途中で決裂になったり、そういう状況が続いておりました。

ですが、私としてはそういうところへ出てこない市長ということではなくて、出てくる環境が、出る環境が整えばいつでも出ていくということで話をさせていただきまして、代表者の方3名と会っております。ちゃんと話を市長室でさせていただいております。そちらの代表の方としっかりと話もさせていただいておりますので、市長は出てこないというような、そういう御指摘は当たらないのではないかなというふうに思っております。

そしてもう一つ、通告にはございませんが、ごみ袋の問題について説明をせよということで、通告にはございませんが、あえて説明をさせていただきますが、ごみ袋については先般もお話ししたとおり、コロナそして災害の関係がございます。ごみ袋を安くするという当初の公約について、前回もお話をさせていただきましたが、この4年間でしっかりとその道筋をつけていくということで、今担当部のほうにはしっかりとボールは投げて検討させていただいております。

また、今年度当初予算のほうにも、高齢者の方とかそしてお子様のおむつ、そういうものも配慮する、そういう案件も準備しております。少しずつ検討しながら実施をしていくということで前回もお話をさせていただいておりますので、そして総量を抑制する。ごみの総量を抑制して、そしてごみの臭い、そういうものがどんどん少なくなるような施策を進めていきたいというふうに考えておりますので、御理解をよろしくお願いします。以上です。

〔2番議員挙手〕

○議長（中島達也君）

2番 田口琢弥君。

○2番（田口琢弥君）

ありがとうございました。

何か1点目と2点目と問題が全部一緒になっちゃって、今答えがなっているんですけど、まず環境部に質問ですけど、住民説明会のときには汚泥は臭わないという話になっていました。以前とは、今食い違っているんですけど、その食い違い点、住民の皆さんにどう説明されるのか。

また、運搬業務というのは、生活課の所管ではないでしょうか。その違った所管の部署が間違った説明をされた、汚泥は臭わないという説明をされたんですけど、このことに対して住民の方に謝罪とか、そのことは何かするつもりはないか、お答えください。

○議長（中島達也君）

環境部長。

○環境部長（中原則之君）

住民の方にクリーンセンター建設の際に説明をいろいろとさせていただいたわけですがけれども、いろいろな説明の中で臭わないという御理解をされたということにつきましては非常に私どもの説明が悪かったのかなというふうに、誤解を招かれた、そういうふうに理解をされたということについて、それはそういうふうに御理解をされたということで否定をいたしませんし、申し訳なかったなというふうに感じております。おわびを申し上げます。十分な説明でなかったということで御理解をいただきたいと思います。そんなところです。

〔2番議員挙手〕

○議長（中島達也君）

2番 田口琢弥君。

○2番（田口琢弥君）

ありがとうございました。

まだ誤解している人が大分見えるかと思うんで、よく説明して住民の方に、理解を得てください。

それと、市長なんですけど、出ていく環境を整えていないと言われたんですけど、以前、選挙前とか当選すぐに市長室に面談に住民の方と言われたときに、住民の方の苦勞を聞きたいとかそういうことをずうっと言われたんです。

地元住民は今までいろんな人に相談したんですけど、ほとんど聞いてもらえませんでした。今度、市長がぜひ聞きたいと言われたんで、暗闇に一本の光が見えるという感じで、みんなその光を頼って市長に話をしたいんですけど、どうにかその話を聞いてもらえるということはできないんでしょうか。

○議長（中島達也君）

市長。

○市長（山内 登君）

そういう環境というかいろんな話の中で、前のときの、例えば部長さんが臭わないと言ったとかそういうお話の中で、そういう話からなかなか進んでいかないうな話しぶりの報告を受けておりますので、なかなかそれでは話合いができる環境ではないということを私は申し上げました。

ただ、代表の方と、そしてあのときは議員も含めて3名の方とお会いしたと思っております。そこでは冷静にしっかりと話もさせていただいておりますので、そういう環境が整えば、私当然どこへでも行ってお話をさせていただきますし、今の問題が決していいとは思っておりませんの

で、ぜひとも皆さん方と解決の糸口をつかんでいきたいなということは思っておりますので、その点だけは御理解していただきたいと思います。

〔2番議員挙手〕

○議長（中島達也君）

2番 田口琢弥君。

○2番（田口琢弥君）

環境部にもう一回質問します。

今、新しいクリーンセンターで煙とかまた悪臭が出ていますが、そのことに対してどういう対処をされるおつもりですか。お答えください。

○議長（中島達也君）

環境部長。

○環境部長（中原則之君）

煙についてはかつてより、あれは白く見えるのは水蒸気为主ですよというようなお話はさせていただいております。また根気強く、そこら辺は説明をさせていただきたいというふうに考えております。ただ、やっぱり過去からの経緯の中で、そういう水蒸気であれ何であれそういうものが見えるとやはりいい気分ではないというようなふうにも伺っておりますので、それはそれで理解はしたいと思いますし、その中で何とか御理解をいただきたいというふうには考えております。

それから、臭いにつきましては、これも先ほど答弁させていただきましたけれども、先般、実際に私のほうもそういう臭いがあるということで行って、それなりの少し焦げたような臭いを感じることもございました。ですので、メーカーのほうにもしっかりとそこら辺を伝えつつ、メーカーのほうにその原因の特定等、しっかりと調査をしまいたいというようなことでお話をさせていただいておりますので、今後どれぐらい時間がかかるのかちょっと分かりませんが、しっかりと特定をし、その対策をしていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

〔2番議員挙手〕

○議長（中島達也君）

2番 田口琢弥君。

○2番（田口琢弥君）

ありがとうございました。

最後に、市長、この汚泥問題、または新クリーンセンターの臭い、悪臭ですね、それについて市長としての何か明確な考えとかそういうのはあるのかどうか、また教えてもらいたいですけど。

○議長（中島達也君）

市長。

○市長（山内 登君）

今、話の中で、新クリーンセンターは臭う、臭いということを非常に強調されておりますが、我々通常通っている分には臭いませんし、煙も見えません。それがそういうときもあるということは私もあるんだろうなということは分かりますが、例えば汚泥についても、じゃあほかの方からの苦情、小坂、金山、いろんなところから汚泥が運び込まれてきますが、それについてほかの方からの苦情があったということは私は一切承知はしておりませんし、クリーンセンターのごみのそういう臭い、そういうものがほかの地域の、ほかの地域といっても大渕のほかの方々からもしそれが本当にひどい臭いであり、ひどい煙であれば、いろんな方から苦情の電話があると思うんですが、そういうことも承知をしておりません。その本当にごくごく近くの方々の中でそういうお話がある。

もちろんそれは解決していかなければならない問題なんですけど、本当に今のお話からすると新クリーンセンター、旧のクリーンセンターと全く変わらずに、ひどい臭いとひどいごみを出している、ひどい煙を出しているというような印象なんですけど、私どもはそこまでの、かなりきれいになって、かなりよくなっているという印象は持っております。ただ、その中でそういう御指摘を受けておるのも事実でございますので、そこは丁寧にまたクリーンセンターを運営している会社にも今問合せをしております。そして、いろんな汚泥についてもいろんな地元の方々の瞬間とか通るときに臭うというものが少しでも削減できるような方法を考えておりますので、その辺りはしっかりと御理解を、そちらも御理解をしていただきたいと、このように考えております。

そんな中で、もちろんクリーンセンター今後20年、必ずどこかへ移転はします。間違いなく移転場所を探して移転をさせていただきますし、今後も皆さん方のところでまたあそこにクリーンセンターを置くことはいたしません。ただ、20年という長い年月がかかりますので、そんな中で本当に地元の皆様方があそこでそういうことがないように、これから一生懸命対策を立ててまいりたいということでございます。よろしくお願いします。

〔2番議員挙手〕

○議長（中島達也君）

2番 田口琢弥君。

○2番（田口琢弥君）

今、ごくごく一部の人が臭いがかがれるとあったんですけど、いやごくごく一部じゃなく、環境部の方にも臭ったときには、環境部、環境クリーンセンターへ電話してすぐに来てもらうんですけど、一部じゃなくもっと広い範囲で臭いが出ていることだけは思っていてください。一部の場所だけじゃなく、もっと広範囲で臭いが出ているということだけは理解しておいてください。よろしくお願いします。

○議長（中島達也君）

市長。

○市長（山内 登君）

しっかりと調べさせていただきます。

○議長（中島達也君）

2 番 田口琢弥君。

○2 番（田口琢弥君）

よろしくお願いします。

そうじゃなければ、やっぱり僕がうそをついているようなことになりますんで。かなり環境部のほうに聞いてもらえば、いつ、どこで臭いがあるか、先日はプランテックという製造会社のところも来ていて、ちょうどそのとき臭いが大分出ていたんです。そのときもちゃんとメーカーもその臭いを嗅いでいますし、いつも臭ったときにはすぐにクリーンセンターのほうへ情報は行っていますので、ちょっとその辺をお調べになって、どこら辺まで臭うとかずうっと大淵町内会とか三原町内会も回られるんですけど、そこら辺で臭うということも全部分かっていますんで、その辺をもう一度理解してやってください。ありがとうございました。

それで、住民の皆さんが納得できるように、十分話し合いをいただき、住民の皆さんの苦痛をなくしてください。今、生活部の下水道課長、また環境部の環境課長が必死になって問題解決に御尽力をくださってくれてありがとうございます。また、なぜ同じ場所に新クリーンセンターが戻ってきたか、皆さんもう一度原点に立ち返って考えてみてください。ありがとうございました。

それでは、次、お願いします。

○議長（中島達也君）

次に、2 番目の質問に対する答弁をお願いします。

観光商工部長。

○観光商工部長（細江博之君）

それでは私のほうから G o T o キャンペーンで使われている地域クーポンの問題点はというところでございます。

先ほど、議員申されたとおり、やはりその問題点としては換金の遅さではないかというふうに考えております。

先ほどこちらのほうの仕組みについても御説明をいただきましたが、電子クーポンにつきましては、入金までに約 2 週間かかりますよということ。それから紙のクーポンですと事業主の方がそれを宅配便で事務局まで送付しなければならない、そういった場合にどうしても 30 日かかってしまいますよというところと、月に 2 回の締切りがございますけれども、タイミングが少しずれてしまいますと、最長ですと 1 か月半ほどかかってしまうというようなことが、我々もこのクーポンの問題点であるというふうに考えております。

そういうことでございますが、なかなかその費用を市のほうで肩代わりといいましょうか、そういったことは非常に困難かと思いますが、入金までの運転資金を事前に見越していただきまして、短期の借入れをしていただくとか、それから県が行うコロナ支援での融資、利子、それから保証料については、本人の負担が要らないというものもございますので、ぜひそちらのほうを御

利用いただきたいというふうに思っています。

私も商工課、それから商工会のほうも当然こういった仕組みは理解しておってPRしておりますけれども、御相談いただければそのような手続を取らせていただきますので、ぜひそちらのほうを御活用いただきたいというふうに思っております。以上でございます。

〔2番議員挙手〕

○議長（中島達也君）

2番 田口琢弥君。

○2番（田口琢弥君）

ありがとうございます。

やっぱり、例えば短期の今言われたように銀行で借りてもらい、減額になった今年の予算ですね、その分だけでも、減額予算で利息だけでも救済されるとか、そういうことというのはできないんでしょうか。GoToキャンペーンも延期されるということなんで、ちょっとそれは何かできませんか。

○議長（中島達也君）

観光商工部長。

○観光商工部長（細江博之君）

利息について今申し上げましたが、借入れの利息でございますね。今申し上げましたが、県のコロナ支援でございますと、利子それから保証料は要らないよというところ、それから市のほうでも支援はさせていただいております。セーフティーネット4号、これ20%が減額しましたよとか、それから危機関連ですね、これも15%下がりましたよというような申請を出して認めていただければ市のほうとしても、利子を1年間持たせていただきます。それから保証料も保証させていただくと、そういうところもこの支援事業で制度化しておりますし、また県のほうでありますとか、国のほうの持続化補助金、それも活用できない場合は、市のほうで25万円というのもさせていただいておりますので、ぜひそういった、我々としては本当に現場に近いいろんな制度化をしておりますので、ぜひそれを御活用いただきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

〔2番議員挙手〕

○議長（中島達也君）

2番 田口琢弥君。

○2番（田口琢弥君）

商工会とか金融機関とかと手を組んで、円滑に下呂市の経済がまた回るように御尽力ください。よろしくお願いします。

以上で、私の質問は終わります。

○議長（中島達也君）

以上で、2番 田口琢弥君の一般質問を終わります。

休憩いたします。再開は14時30分といたします。

午後 2 時10分 休憩

午後 2 時30分 再開

○議長（中島達也君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

なお、市長公室長から発言の訂正がありますので、これを許可いたします。

市長公室長。

○市長公室長（野村 穰君）

先ほど、驚見議員の質問に対して回答いたしました移住・定住のパンフレットの説明に間違いがございましたので、訂正させていただきます。

発行年度、私、平成元年度と申しましたが、令和元年度の間違いでございました。おわびして訂正いたします。

○議長（中島達也君）

一般質問を行います。

11番 一木良一君。

○11番（一木良一君）

11番 一木良一です。よろしくお願いします。

令和2年も残すところあと20日間となりました。まさに市にとって本年は、コロナと災害と、そして合掌村に翻弄された1年でありました。市長をはじめ、執行部の皆さん本当に大変だったと思います。

災害においては、国・県・市の連携により既に復旧が始まっており安堵しておりますが、コロナについてはいまだ終息の気配が見えておりません。緊急事態宣言に伴う自粛や移動制限などは、私たち国民にとって初めての経験で日本経済にとっても大打撃であり、特に観光業界、飲食業界など第3次産業にとって、まさに死活問題でありました。現在第3波と言われる感染拡大の波が再び始まりましたが、コロナ禍の中での経済活性化も中山間地である下呂市においては必須であり、私たちは何とてでもコロナと闘いながら、下呂市の繁栄を目指し、ひたむきに頑張っていかなければならないと考えます。

さて、今回は1つ目に合掌村使途不明金問題について、2つ目に県道乗政下呂停車場線整備について、3つ目に県営基幹農道下呂中央3期地区整備事業の進捗について、以上3点について質問させていただきます。

まず1点目ですが、前回9月の一般質問でも取り上げましたが、明確な答弁が得られませんでした。よって、改めて質問させていただきます。

本年8月20日に、事件全般に関わる特別監査報告がありました。それによると、事件の当事者は平成23年4月に合掌村に配属となり、以後令和2年5月までの9年間にわたって不正支出と着服を繰り返し、総額2億6,500万円を横領したというものでありました。

一方、当事者が着任した４年後の平成27年に９億7,900万円あったという合掌村の資本金を３分の１の約３億1,000万円に減額し、それまでに生じた６億6,900万円の累積赤字を減資という会計処理でゼロにしてしまいました。減資、その額６億6,900万円の金額の中に、使途不明金及びそれ以外の横領金が幾らか含まれているのではないかと私は考え、前回でも執行部にお聞きをいたしました。

しかし、答弁では、私の質問の意味が伝わらなかったのかも分かりませんが、答弁では何ら関係ないということでありました。しかし、８月20日の特別監査の報告では、平成23年から平成27年の５年間に約3,700万円の不正支出があり、その額、累積赤字額が６億6,900万円の中に含まれていたと思える報告が特別監査報告からなされました。

つまり、平成27年の減資処理によって横領金の一部3,700万円を含めた累積赤字がゼロになってしまったということであります。私たち議会も執行部も知らないうちに不正行為に加担してしまったのではないかと思える報告でありました。この減資処理以降、合掌村の決算状況は、表面上大変見栄えがよくなり、当事者の不法行為もその後ますます加速していったという次第です。

そういう点を踏まえ、再度改めてお聞きします。

まず１つ目に、合併後平成16年から平成27年の11年間に積みもった累積赤字、先ほど申しました減資の額と同額であります。累積赤字６億6,900万円、その中に先ほど言及しました3,700万円以外に、不正支出あるいは着服された金がほかに含まれていなかったのか。

２つ目に、平成27年に行った減資６億6,900万円と決定した理由と根拠についてお聞きしたいと思います。

そして３つ目に、そもそも当時減資処理を行うことと、その額について一体誰がそのことを提案し、進言し推し進めてきたのか、その点に分かれればお聞きしたいと思います。

私が前回も取り上げましたこの減資についてですが、なぜ当時行った減資にかくもこだわるのか。

これは平成28年の決算書に疑問を感じまして、９月の決算ですが、自分なりに調査をする過程で影絵だけで年間1,700万円の赤字が発生したということ把握しまして、その年の12月にそれを指摘いたしました。その後１年後に廃止をされたわけですが、その廃止するまでの10年間に約２億円の赤字がこの影絵だけで積み上がっていったという事実がありました。それが表面化したのは最初ごく私が抱いた小さな疑問からでありました。先ほど申しましたように、累積赤字６億6,900万円、減資の額６億6,900万円に疑問を感じるわけです。しかし、その疑問を感じたにもかかわらず、私が発見したのは影絵で起きた２億の赤字だけでありました。その裏にはもっと大きな犯罪があったわけですが、その犯罪を発見できなかったことは、私にとっても非常に残念だというふうに思っております。

２つ目の決算書についてお聞きしますが、平成23年から令和２年までの９年間に横領目的のために全ての帳簿、書類、通帳までもが改ざんが行われておりました。過去議会へ提出されてきた決算書も予算書も全てでたらめであったわけであります。

そこでお聞きします。

今まででたらめだった決算書及びその関係書類が今後正確な内容に修正されるのは一体いつ頃なのか伺います。

続いて3つ目ですが、当時の監査体制また施設側の対応について改めて確認の意味でお聞きをします。

監査側と受ける合掌村施設側との間で、実際にどのような形及び陣容で監査が行われてきたのか。その際、施設側の職員は複数だったのか。あるいは当事者が単独であったのか、お聞きしたいと思いますし、また今回の特別監査報告でも、当時の監査が形式的、慣例的であったと指摘をされております。

そこでお聞きをしますが、具体的にどの部分に形式的、慣例的なところが認められたというふうに特別監査委員が思われたのか。本日はおられませんので、それを感想で結構ですけれども、担当、関係の方に感想で結構ですので、お聞かせをいただきたいと思います。

合掌村に続いての次の2つ目の質問ですけれども、県道乗政下呂停車場線の整備について伺います。

先般7月の豪雨による災害復旧の工事のために、本年9月15日に国道257が終日全面通行止めになってしまいました。その際、宮地橋から北上する乗政下呂停車場線及び乗政から下呂小川へ抜けるふるさと農道が、その257号線の通行止めの迂回路として利用されました。そして多くの車両が往来をいたしました。

しかしながら、乗政第一町内会に位置するこの県道乗政下呂停車場線の入り口ですが、これが現在下呂総合木材市場の入り口から北へ約350メートルの間が対面1車線のままで依然として道幅が狭く、大型車両同士による擦れ違いも困難な状況で、また子供さんたち、お年寄り、近隣の住民のための歩道もなく、大変危険な状態でありました。多くの住民の皆さんが大変怖い思いをされたと聞いております。

この道路の県に対する拡幅要望は平成17年頃から六、七年間続けてまいりましたが、近年は途切れておりましたが、しかし、国道257号線の全面通行止めと、そして宮地橋手前の右折3車線拡幅を平成29年度からやっていただきまして、昨年整備が完了いたしました。そういった整備をしていただいたことを踏まえ、地元で改めて2車線化への期待と、要望が盛り上がってきた次第であります。

市・県当局のお考えは現在どのような状況なのか。また、今後についてもお聞かせをいただきたいと思います。

次に3点目ですが、県営基幹農道の進捗状況について伺います。

この県営基幹農道、御存じのことと思いますけれども、乗政の中間地点にあります三ツ石橋のところから現在ゴルフ場の下を通りまして、御厩野の旧道へ接続しておる線であります。これがちょうど真ん中に当たります下呂カントリークラブの麓に第3工区として現在進捗でありますけれども、そのことにどんな進捗状況なのか伺いたいというふうに思います。

答弁は一括で簡潔にお答えいただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（中島達也君）

それでは、順次答弁をお願いいたします。

観光商工部長。

○観光商工部長（細江博之君）

まず合掌村の使途不明金問題の3つの問題のうちの一つでございますが、累積赤字、平成26年度の減損減資処理額の6億6,900万円のその理由と、それから数字の根拠ということでございます。

平成24年度の地方公営企業資本制度の改正に当たり、剰余金や資本金の処分が議会の関与の下でそれぞれの公営企業自らの経営判断により決定することが可能となりました。これを減損会計といいます。

この減損会計を導入するメリットとしては、昭和43年4月の地方公営企業適用時から保有しておる固定資産を含む資本金と繰越欠損金が現実と大きく乖離していることが解消できることです。よって、平成26年度に当時の固定資産の帳簿価格を適正に見直し、損失として2億8,380万9,892円を計上いたしました。そして、それまでの過剰な固定資産に伴う減価償却費を含む繰越欠損金、累積赤字でございますが、その金額3億7,795万7,222円と当年度の経常損失、それから特別利益と特別損失を合わせまして平成26年度の未処理欠損金、累積赤字でございますが、6億6,903万7,963円というふうに計上したものでございます。

それにより、当時の資本金9億7,968万7,869円から未処理欠損金、ただいま申し上げました6億6,903万7,963円を引きまして、資本金を3億1,064万906円に改め、未処理欠損金をゼロ円としたところでございます。これが減損減資の行為であり、平成27年12月議会において御承認をいただいております。

なお、平成26年度の未処理欠損金の額には、それまでの損益計算書の中で施設経営費並びに販売費用等が営業費用として計上してありまして、このたびの使途不明金がこの営業費用に含まれておりますが、それ以外はございません。また、未処理欠損金の額の確定につきましては、これまでの決算書における損益決算書上の前年度繰越欠損金を基に、当時の施設長と会計担当者が確定したものでございます。

次に、決算でございます。

下呂温泉合掌村の決算につきましては、例年9月議会において報告させていただき、御承認をいただいております。

このたび使途不明金が発覚しましたことにより、平成23年度からの決算においては、前年度繰越利益剰余金と当年度未処理分利益剰余金、それに伴い資本合計などが実際と異なる金額となっていると思われます。

現在、会計士、税理士に相談をさせていただきまして、正確な金額の確定作業を進めておりますが、改めました決算書により年度ごとの消費税の申告並びに納税にも誤りがあると考えられる

ことから、ただいま高山税務署に申告書の閲覧を申請しておるところでございます。その申告書の内容を入手し、改めて会計士、税理士より御指導をいただき、再度決算書の修正作業を進める必要があると考えております。

平成23年度から順に正確な消費税を計算し直し、その年度の決算を確定し次の年度へ進めていくことから相当な時間が必要と思われます。ただし、担当課としましては、来年3月までにはその作業を完了し、議会に報告させていただく予定であり、その作業結果とは別に、現状の会計に合わせまして令和3年度当初予算を上程させていただきたいというふうに考えております。

次に、当時の監査体制及び会計、施設現場側の対応ということでございます。

合掌村の対応としましては、当時の施設長と会計担当者2名が出席しておりました。監査資料としましては、例月現金出納検査資料のほかに、現預金出納簿、月次合計残高試算表、普通預金通帳の写し、通帳の取引明細書、利用集計表、売上げ状況報告書、資金予算表などを提出し、監査をしていただいております。現在は、これらに加え、指定金融機関より残高証明書を発行いただき提出させていただいております。以上でございます。

○議長（中島達也君）

監査事務局長。

○監査委員事務局長（加藤鈴彦君）

よろしくお願いします。

当時の監査体制、会計についてはどうだったのかという質問に対しましてお答えさせていただきます。

監査体制としましては、代表監査委員、議会選出監査委員2名による監査が実施されており、審査は適正に行われているとの認識でございます。

平成26年度の御指摘の減損減資の関係につきましては、当時の議会等に提出されました資料を調べましたが、今観光商工部長が申しましたように平成24年4月の地方公営企業法の改正により会計制度が見直され、この制度の改正に基づき手続されたものと共通認識されていたというふうにして考えております。

平成26年度、27年度に実施をしました決算審査におきましては、決算審査実施要領に基づき、法令及び会計規程は遵守されているか、予算は効率的かつ計画的に執行されているかなどを着眼点としまして事業報告書や決算報告書、貸借対照表、損益計算書等の関係書類の提出を求めまして審査をしております。

なお、当時の会計管理者は例月出納検査及び決算審査には同席をしておるものでございますが、会計課の業務としては、下呂温泉合掌村事業の収入と支払いに関する事務及び公金管理に関する事務を担当しておりまして、この減損減資については携わっていないというふうな状況であったと考えられます。

続きまして、先ほど特別監査報告で慣例的、形式的に業務が行われていたのではないかというふうなことでございますが、具体的には合掌村会計規則第15条で規定します収入の調定や第20条

で規定の収入伝票の発行事務などについては、現在の財務会計の実務に即していないという事項が散見されると指摘をされております。

特別監査の意見書のとおり、例規自体が合併前の旧町村時代の規定のままで実務を行っている状態であり、現在の企業会計システムに沿って実務ができていないような例規の見直しが必要であるというふうにして考えます。常日頃から条例規則等を熟知し、対応していく必要があったのではないかと考えております。以上です。

○議長（中島達也君）

続いて、答弁をお願いします。

建設部長。

○建設部長（二村忠男君）

私のほうからは、一般県道乗政下呂停車場線の整備についてということで御答弁をさせていただきます。

下呂土木事務所では、現段階では県道乗政下呂停車場線につきましては、事業化に向けて検討中ということでございます。

現在、事業中の箇所を優先して進めており、早期の新規事業は困難との報告を受けております。一般県道は市内に9か所ございます。この全てが沿線市民の重要な道と考えております。そうしますので、全ての道の均衡を図りながら今後要望を県のほうにしていまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。以上でございます。

○議長（中島達也君）

農林部長。

○農林部長（野村直己君）

3番目の御質問にお答えをさせていただきます。

県営基幹農道整備事業、下呂中央地区、これは全長4,737メートルの計画でございます。この事業につきましては、平成5年度の着手以来、乗政側の第1期地区、こちら1,518メートルでございますが、これが平成20年度に、御厩野から野尻間の第2期地区1,337メートルが平成26年度に完成をいたしております。その後平成27年度からはその中間部分に当たる宮地野尻間の第3期地区と1,882メートルを現在施工中でございます。

令和2年度につきましては、測量設計と路体工事を行っておりまして、令和3年度の予定につきましては、順調に予算が確保されるという前提の話ですが、残りの1,300メートルの路体工と第3期地区の全体の舗装工を行いまして、令和7年度には完成する見込みでございます。

なお、農道を整備する場合には、この整備効果を発揮する農業関連施設の整備が必須条件でございますが、本道路計画の関係する農業施設等の整備計画につきましては、計画策定時から多くの年数が経過し、市の農業を取り巻く状況も大きく変化をいたしておりますので、現在県及び関係機関とも相談しながら見直しを進めております。

地元関係者の皆様や議会の皆様にも事業の円滑な推進と併せて事業効果を発揮できるよう施設

の整備につきましても御相談をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。
以上でございます。

[11番議員挙手]

○議長（中島達也君）

11番 一木良一君。

○11番（一木良一君）

ただいま答弁いただきました平成24年の公営企業会計制度による処理ということで、この減資減損、これは理解はしておりますけれども、私は平成16年から22年の7年間、合掌村の会計もしっかり行われていたと思うんですが、と思いたいんですが、この特別監査報告では23年以降からしか報告がありません。ですから、これは失礼ですけれども、できれば16年度から22年度までの特別監査もぜひやっていただきたい。

そこで、なぜかと言うと、この平成20年、21年、22年の決算内容、特に気になる部分があるんですけれども、資産減耗費がこの年120万から一気に3,060万までアップしております。平成20年はそれまで普通でしたとありましたけれども、21年度から入場者数についても15%ぐらいダウンして、人数でいいますと3万人ダウンしております。そして、営業収益も13%減少。これは金額にして約3,000万ダウンです。

しかし、人件費においては5%上昇して1,200万アップしております。こういったお客さん向けのサービス業ですので、人件費アップというのは予想できないところでありますので仕方ない部分もあるんですけれども、そういう中でこの平成20年、21年、22年の間に、約2億近い設備投資がされております。それによって減価償却も当然上がるわけですけれども、減価償却が、それが逆に1,500万ぐらい3年間で下がっているんですね、減価償却が。

だから、私はこの20、21、22年の決算書には特にちょっと違和感を覚えましたので、その辺のことをぜひとも正確なものを出していただきたいということを思います。つまり、平成20年、21年、22年の3年間、そしてそれ以前の16年からの19年まで、要は23年以前の決算書を出していただきたいということをお願いしておきます。

そして、こういった何も手元に資料がない状態で細かいやり取りをしても大変分りにくい質問で恐縮ですけれども、これ大事な点ですのもう少しお付き合いをお願いします。

この3年間の、先ほど申しました設備投資2億程度と言いましたが、正確には2億6,850万と大変大きな投資がされております。しかし、先ほど申しましたように、減価償却費は3年間、1,500万ぐらい減少しておるということで、これは先ほどお聞きしました120万が一遍に三千何万にアップした資産減耗費、これと関連があると思いますので、その辺についてお答えいただきたいと思います。

○議長（中島達也君）

観光商工部長。

○観光商工部長（細江博之君）

平成21年、22年、23年のあたりはふるさとの杜が当時大きな改修を迎えておった時期だと記憶しております。その中には、田の神祭りの展示場でありますとか、プラネタリウムでありますとか、龍神祭りでありますとか、そういった展示館がたくさんふるさとの杜にございまして、それを解体しておりますので、資産減耗費がかなり大きく上がっておると思います。

また、その投資ということで2億6,000万ぐらいの工事と今言われましたけれども、その工事の中には今の解体工事が入っておりますので、そのまま全てが資産として上がり、減価償却が上がるのではなかったと、その消耗した建物がありますので、減価償却も下がっておったということが考えられると思いますので、まだ細かい工事の内容とか、まだまだ除却した資産があるかと思いますが、大きなところでは当時のふるさとの杜の工事の関連で減耗費、建物を壊した、減価償却の残っておるものをそのまま落とした、これは減少ですね、減耗費ですね。それから減価償却についてもそれに見合うものがなくなったということで御理解いただければと思います。以上でございます。

〔11番議員挙手〕

○議長（中島達也君）

11番 一木良一君。

○11番（一木良一君）

いずれにしても、先ほどお願いしました16年から22年までの決算書、これについても特別監査の報告をいただきたいというふうにお願いしておきます。

続いて、使途不明金の2億6,500万についてですけれども、刑事と民事に分けて対応されているということで、期限的にはいつ頃までに回収のめどをつけておられるのか、相手があることで、すので難しいですけれども、見通しがあればその見通しをお聞きしたいと思いますし、またこれもめどが立たない場合の、回収が例えば不可能になった場合に、仮定の話で恐縮ですけれども、どういった処理をされるか、その辺のことも言及いただければお願いしたいと思います。

○議長（中島達也君）

観光商工部長。

○観光商工部長（細江博之君）

昨日の一般質問にも少しお答えをさせていただきましたが、9月1日の刑事告訴をこのたび高山署より岐阜地検の高山支部のほうに送付させていただきまして受理をいただきました。これは刑事告訴の今の進捗状況でございます。

また、民事におきましては、現在顧問弁護士との調整中ではありますが、全ての書類、関係簿は提出しておりますので、顧問弁護士の進捗状況としては血族関係、そういったところの調査をされておられるという状況は聞いております。よって、まだ訴訟までは行っておりませんが、着実に事務といいましょうか、手続は進めておるということでございまして、刑事告訴、それから民事訴訟の進捗を見ながら、当然損害賠償ということで回収の手続になろうかと思いますが、現在そういった状況でございますので、見込みの時期でありますとか、そういったところはまだこ

の場で申し上げることはできない状況でございますので、また併せて回収できない場合はということにつきましても、今刑事告訴、民事訴訟の準備につきましては、そういった現状でございますので、ここで明確な回答をすることはできない状況でございますので、御理解をよろしくお願いいたします。

〔11番議員挙手〕

○議長（中島達也君）

11番 一木良一君。

○11番（一木良一君）

次に、合掌村の将来の経営方針、展望について伺いたいと思いますが、これは昨日、市長の答弁の中でまだ落ち着く状況でないということで、経営方針もすぐには出せないということでしたので、それは理解できますし、ただ平成29年に合掌村が譲渡ではなく存続というふうに前の執行部がそれを、方針を決定したということをお聞きしました。ちょうど平成29年と言えば、まさに不正が行われていた真ただ中であつたわけです。

今思えば、その存続方針、誰の意向であつたのかということを思います。これは、それを進言した方たちが、最終的な結論は市長が出されたということであろうかと思いますが、ひょっとしたら施設の当事者の意向が働いたんじゃないかと、その可能性はなきにしもあらずということだと思いますので、その辺についてどのように捉えておられるかお聞きしたいと思いますが、3分しかございませんので、簡単に簡潔にお願いできれば、市長にお願いしたいと思います。

○議長（中島達也君）

市長。

○市長（山内 登君）

確かに平成29年には譲渡から存続ということで、ただ暫定とかという引継ぎを受けております。その辺についても、ちょっと私自身もその当時おりませんでしたし、はっきりしたことは言えませんが、しっかりとその辺もまた私のほうでしっかりと調査をしてまいりたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

〔11番議員挙手〕

○議長（中島達也君）

11番 一木良一君。

○11番（一木良一君）

ぜひともよろしくお願いいたします。

それでは、下呂乗政下呂停車場線ですね、この整備の件に関して、今後地元区長、そして住民の皆さんと共に協議をして改めて市や県のほうを通じて要望させていただきますので、よろしくお願いいたします。

そして、基幹農道について、令和7年の完成を目指して強力に進めていただいておりますが、そのことに対して市・県並びに関係者の方に心から感謝を申し上げる次第ですが、この基幹農道

は、先ほど申し上げました下呂乗政下呂停車場線と併せまして、地域にとってもそしてまた下呂市にとっても国道257の大切な迂回路であり、農業関連振興のための重要な産業道路であるわけであります。今後も強力に進めていただいて、充実をしていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

農業関連施設、この今の農免道路ですね、基幹農道、これは農業関連施設が周辺にできる予定になっておりますけれども、その選定が今ネックになっております。それで、そのことについて地元と協議を早急に進めていただいて、選定して計画を前に進めていっていただきたいなとお願いするものであります。

答弁がありましたらお願いいたします。

○議長（中島達也君）

市長。

○市長（山内 登君）

今の農業施設の関係でございます。

我々も一生懸命今地元と交渉しております。また、議員のほうからも農業施設がやっぱりこれ整備されないとお金を返さなきゃならないとかいろんな問題が出てまいりますので、ぜひともまた御協力賜ればと思います。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（中島達也君）

以上で、11番 一木良一君の一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（中島達也君）

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

明日12日から17日までは、委員会等開催のため休会といたします。

次の会議は、12月18日午前10時より本会議となります。

本日はこれにて散会いたします。御苦労さまでございました。

午後 3 時11分 散会

以上会議の次第を記載し、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和2年12月11日

議 長 中 島 達 也

署名議員 10番 伊 藤 嚴 悟

署名議員 11番 一 木 良 一